

はじめに

墨田区は、基本構想が掲げる「地域で快適に暮らせる『すみだ』をつくる」ために、墨田区基本計画(平成28年度策定・令和4年度中間改定)や、包括的に支援するしくみの強化や区民が安心して暮らせる福祉のまちづくりを基本目標とした墨田区地域福祉計画(令和4年度～令和8年度)及び子ども、高齢・介護、障害者の各分野の個別計画を策定し、区民一人ひとりがいきいきと自立した生活を送ることができるよう、施策の一層の充実を図っているところです。

子ども・子育て支援施策については、令和7年4月に施行した「墨田区こども条例」及び「墨田区こども計画」(令和7年度～令和11年度)に基づき、常に子どもをまんなかに捉え、子どもや子育て家庭等の意見・視点を意識しながら、笑顔あふれる、子どもの最善の利益を優先するまち「こどもまんなかすみだ」の実現に向け、すべての子育て世帯を対象とした切れ目ない支援施策を展開しています。

高齢者福祉施策の展開や介護保険制度の運営については、令和6年3月に策定した「墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画」(令和6年度～令和8年度)に基づき、「人と人とがつながり、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく生きがいをもって生活することができるまち」を基本理念とし、地域包括ケアシステムの一層の推進を図るとともに、「すみだ型共生社会」の実現に向けたまちづくりを着実に進めていきます。とりわけ、自立支援と支え合いの推進、介護サービスの充実、医療と介護の連携強化、令和6年1月に施行された認知症基本法等を踏まえた認知症施策の推進を図るほか、引き続き特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームの整備等による高齢者になっても住み続けることのできる住まいの確保に努めます。

障害者の福祉施策については、令和6年3月に改定した「墨田区障害福祉総合計画」(令和6年度～令和8年度)に基づき、各事業を推進しています。また、平成31年4月に施行した「墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」により、誰もが人格と個性を尊重し合う、共生社会の実現に向けて取り組んでいます。

保健衛生施策については、基本計画が掲げる「誰ひとり取り残さない『健康長寿日本一のまち』」の実現に向けて、「すみだ健康づくり総合計画(後期)」に掲げる施策を着実に実施します。

また、SDGsの掲げる「パートナーシップ」のもと、「墨田区食育推進計画」に基づき、区民と区が力を合わせて食育活動を推進することとします。さらに、「墨田区がん対策推進計画」及び「墨田区自殺対策計画」に基づく取組や災害時医療体制の整備、墨田区感染症予防計画に基づく感染症対策の強化、食中毒への対応、母子保健施策と子ども・子育て施策との連携強化等を進めます。

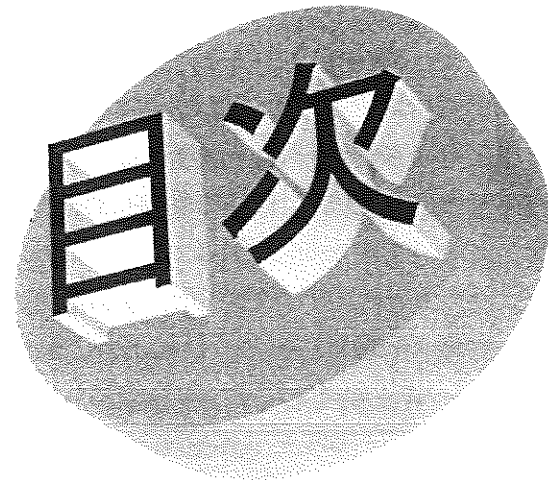
生活困窮者の自立支援施策としては、生活困窮者自立支援法に基づき、「自立相談支援事業」、「住居確保給付金」、「就労準備支援事業」、「子どもの学習・生活支援事業」、「家計改善支援事業」を実施しています。生活困窮の状況が継続している方等に対して、引き続き相談者一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成し、より丁寧な支援に取り組んでいます。

本書は、これら墨田区の福祉保健施策を取りまとめ、過去3年間の事業実績等を経年比較のもとに明らかにし、今後の福祉保健行政の参考にすることを目的に編集しました。関係者の皆様にご覧いただき、墨田区の福祉保健行政に対する一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年10月

墨田区福祉部、保健衛生部、子ども・子育て支援部

墨田区の 福祉・保健



あらまし

1 組織図及び所管施設	1
2 分掌事務	3
3 決算と予算	8
4 墨田区の人口	11

社会福祉

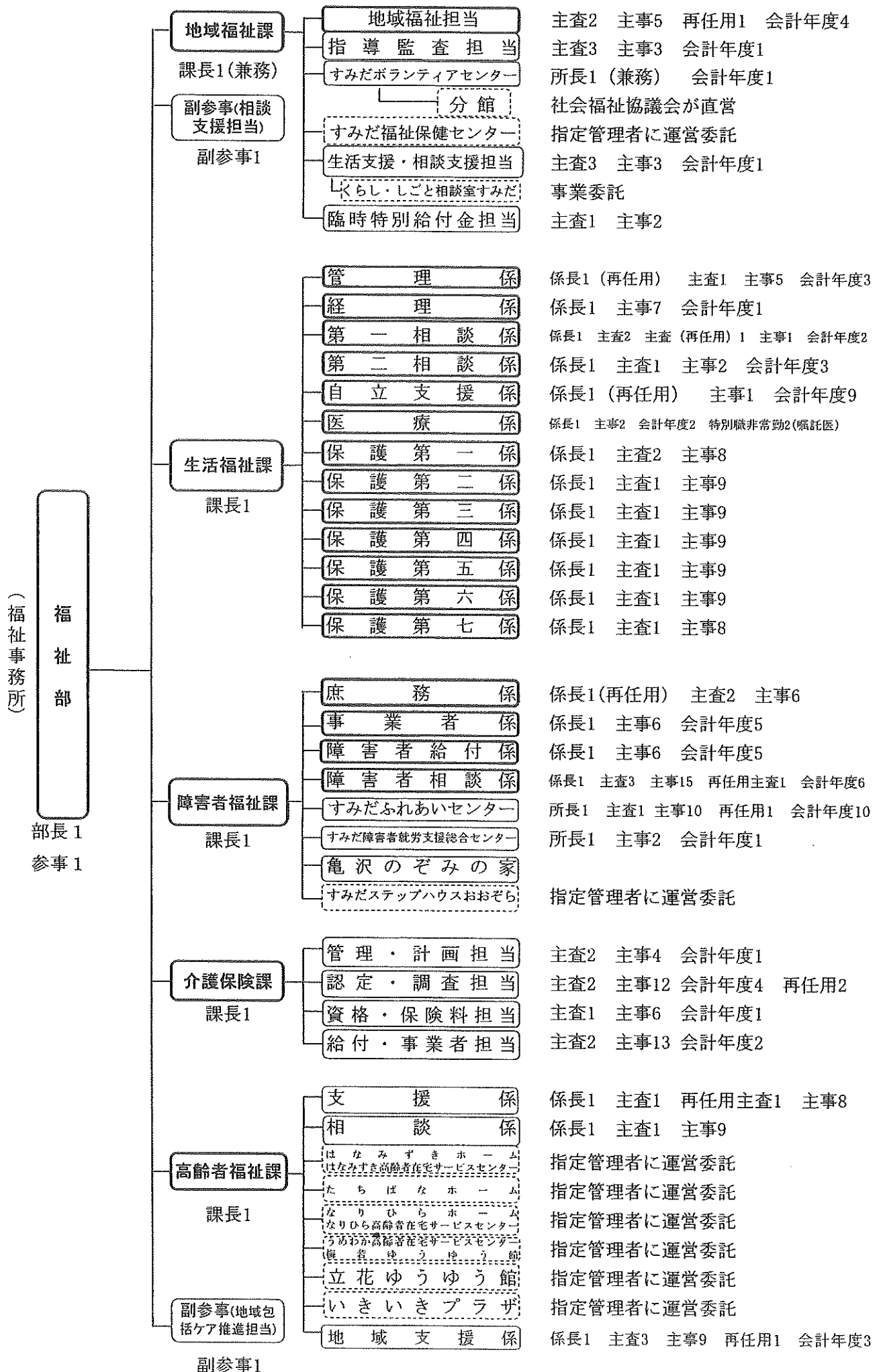
I 高齢者福祉	13
1 介護保険事業	15
2 地域支援事業	20
3 施設の入所調整	27
4 老人ホーム入所措置	27
5 在宅福祉サービス	27
6 ひとりぐらし高齢者対策	29
7 健康対策	31
8 生きがい対策	32
9 敬老(祝)対策等	35
10 区立特別養護老人ホーム等	35
11 福祉人材の養成及び確保	37
II 心身障害者福祉	38
1 身体障害者福祉の概要	39
2 知的障害者福祉の概要	42
3 障害者総合支援法	43
4 障害児通所支援	44
5 心身障害者福祉事業	45
6 墨田区障害者施策推進協議会	56
7 墨田区地域自立支援協議会	56
8 墨田区障害者差別解消支援地域協議会	56

9 すみだふれあいセンター福祉作業所	57
10 亀沢のぞみの家	58
11 グループホーム	59
12 すみだ障害者就労支援総合センター	59
13 墨田区障害者基幹相談支援センター	61
14 墨田区障害者虐待防止センター	61

III 児童福祉	63
1 児童福祉の概要	63
2 保育所	64
3 特別保育	74
4 認証保育所	76
5 小規模保育事業所	76
6 私立幼稚園	77
7 家庭的保育事業(保育ママ)	78
8 居宅訪問型保育事業(医療的ケア)	78
9 病児保育事業	78
10 子どもショートステイ	78
11 訪問型保育支援事業	79
12 多胎児家庭支援事業	80
13 いっしょに保育	82
14 ファミリー・サポート・センター事業	82
15 子育てひろば	82
16 定期利用保育・一時預かり事業	83
17 子育て安心ステーション事業	85
18 児童養育家庭ホームヘルプサービス事業	85
19 墨田区子育て支援総合センター	86
20 墨田区要保護児童対策地域協議会の運営	86
21 こども家庭センター	87
22 養育支援訪問事業	87
23 要支援家庭を対象としたショートステイ	87
24 家事・育児サポーター事業	88
25 ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)	88
26 交流室活用事業	89
27 入院助産	90
28 母子生活支援施設	91
29 児童館	93
30 学童クラブ	96
31 児童に関する各種手当	99
32 ひとり親家庭等医療費助成制度	102
33 子ども医療費助成制度	102
34 墨田区子ども・子育て支援総合計画の推進	102
35 赤ちゃん休けいスポット	103
IV 母子及び父子並びに寡婦福祉	104
1 母子及び父子並びに寡婦福祉の概要	104
2 東京都母子及び父子福祉資金貸付事業	105
3 墨田区ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付事業	108
4 母子等緊急一時保護	108
5 ひとり親家庭自立支援給付金事業	108
6 ひとり親家庭就業・養育費等支援事業	108
V 女性福祉	109
1 女性福祉の概要	109
2 女性福祉資金貸付事業	111
VI 家庭福祉	114
1 家庭福祉の概要	114

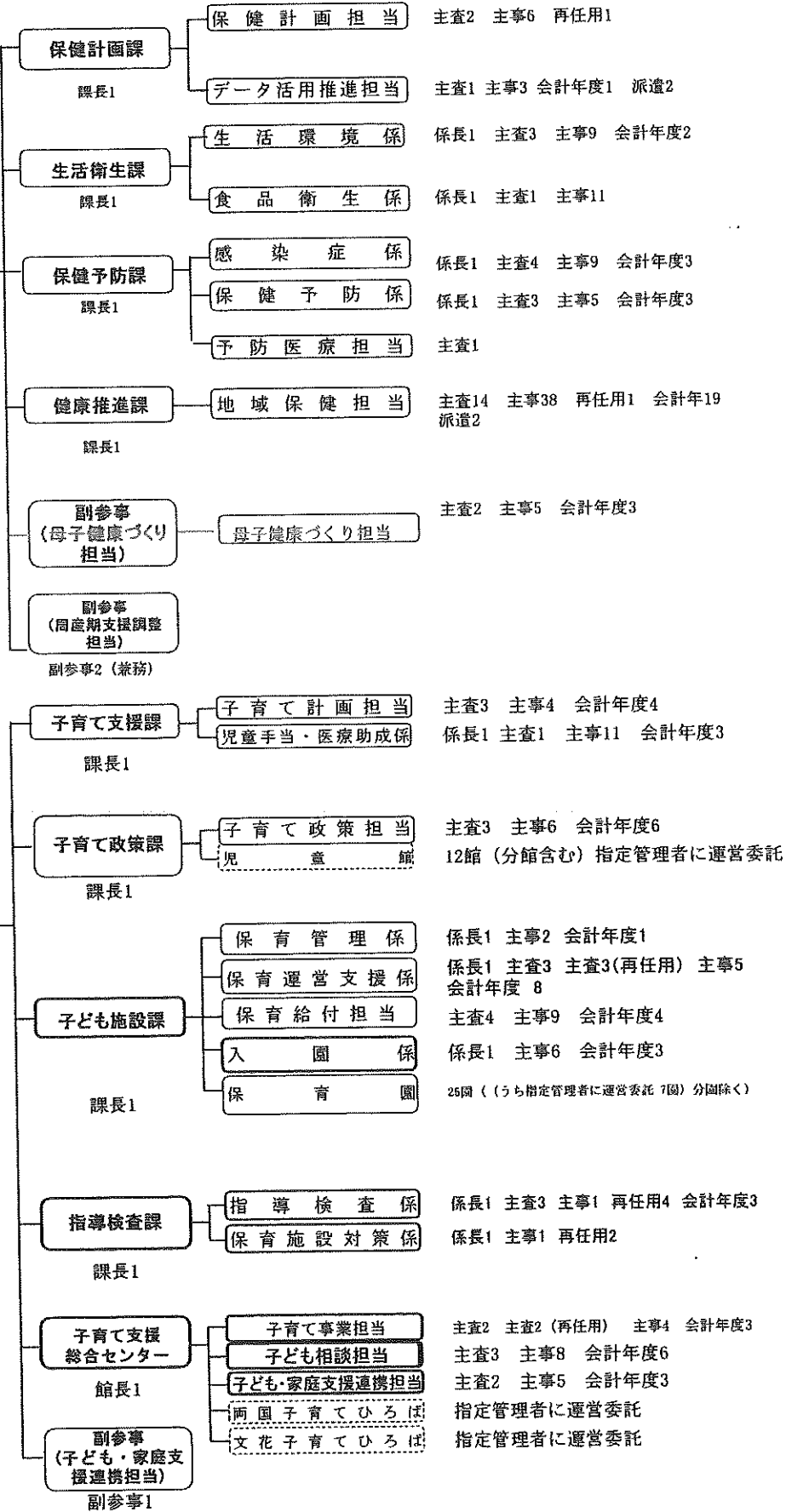
Ⅶ 生活保護	116	墨田区シルバー人材センター役員	180
1 生活保護の概要	116	墨田区社会福祉協議会役員等	181
2 保護の現況	118	すみだハート・ライン21事業運営委員会委員	181
3 法外援護	127	財産保全サービス審査会委員	182
		ボランティア活動推進委員会委員	182
Ⅷ 地域福祉・その他の事業	128	すみだボランティアセンター登録団体	183
1 墨田区地域福祉計画	128	すみだ福祉サービス苦情調整委員会委員	184
2 包括的支援体制整備事業	129	成年後見制度推進委員会委員	184
3 民生委員推薦会の運営	129		
4 福祉サービス第三者評価	129	Ⅺ 参考資料	185
5 福祉のまちづくりの推進	130	令和7年度墨田区福祉事務所基本方針	
6 行旅死亡人・行旅病人取扱	130	(各法運営方針・実施計画)	185
7 小災害り災者応急援護	131		
8 戦争犠牲者の援護等	131		
9 療養資金の貸付	132	保健衛生	
10 私立高等学校等入学資金貸付	132	保健衛生概説	196
11 生業資金償還	133	1 人口動態統計	200
12 精神障害者に対する入院同意	133	2 衛生教育	212
13 成年後見制度の区長申立	134	3 医事及び医師免許等	213
14 受験生チャレンジ支援貸付事業	134	4 環境衛生	216
15 路上生活者対策事業	134	5 薬事衛生	223
16 中国残留邦人等の方々への支援	135	6 食品衛生	226
17 生活困窮者の自立支援	135	7 感染症予防	238
18 災害援護事業 -災害弔慰金、災害援護資金の貸付等-	136	8 結核予防	245
19 社会福祉法人の認可、指導監査	137	9 成人・高齢保健	251
20 指定障害福祉サービス事業所等に対する指導監査	137	10 がん対策事業	262
21 指定介護サービス事業所等に対する指導監査	137	11 母子保健	264
22 ひきこもり支援推進事業	138	12 公害健康被害補償事業	275
23 墨田区価格高騰重点支援給付金	138	13 特殊疾病対策	279
		14 精神保健	281
Ⅸ 関連事業	140	15 歯科口腔保健	286
1 墨田区社会福祉事業団	140	16 栄養指導	292
2 都市計画部	144	17 食育の推進	296
		18 地域保健活動	297
X 協力関係機関(団体)	146	19 休日応急診療	299
1 民生委員・児童委員(協議会)	146	20 小児初期救急平日夜間診療	300
2 社会福祉法人墨田区社会福祉協議会	148	21 献血推進事業	300
3 墨田区シルバー人材センター	161	22 医療連携推進事業	301
4 東京都江東児童相談所	164	23 付属機関等名簿	303
5 特別支援学校	166	墨田区保健衛生協議会委員	303
		墨田区感染症診査協議会委員	303
ⅩI 関連名簿	167	墨田区公害健康被害認定審査会委員	304
墨田区介護保険事業運営協議会委員	167	墨田区大気汚染障害者認定審査会委員	304
墨田区介護保険地域密着型サービス運営委員会委員	167	墨田区公害健康被害診療報酬審査会委員	304
墨田区地域包括支援センター運営協議会委員	168	墨田区興行場法、旅館業法	
墨田区地域福祉計画推進協議会委員	168	及び公衆浴場法運営協議会委員	304
墨田区バリアフリー推進協議会委員	169	墨田区がん対策推進会議委員	305
墨田区老人クラブ連合会 会長	170	すみだ食育推進会議委員	305
身体障害者相談員	173	墨田区保健衛生協力員	306
知的障害者相談員	173	墨田区内医務団体等一覧	310
墨田区障害者施策推進協議会委員	173	区内病院一覧	311
墨田区子ども・子育て会議委員	174		
民生委員推薦会委員	174		
戦没者遺族相談員	175		
戦傷病者相談員	175		
民生委員・児童委員	176		
墨田区社会福祉事業団役員	180		
墨田区社会福祉事業団評議員	180	24 保健衛生行政史	312

あらいまじ



部長(所長) 1
次長 1

保健衛生部
(墨田区保健所)



(注) は、福祉事務所。

は、福祉事務所に含まれません。

■ 2 分掌事務

課	係・担当	分掌事務
地域福祉課	地域福祉担当	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉統計 ○福祉行政の計画・調整 ○戦傷病者及び戦没者等の遺族等への援護 ○生業資金の償還 ○療養資金貸付 ○災害弔慰金等に関すること ○私立高等学校等入学資金貸付 ○成年後見制度に関すること ○精神障害者入院同意 ○行旅病人死亡人 ○社会福祉団体との連絡調整 ○すみだ福祉保健センター管理運営 ○民生委員・児童委員協議会事務 ○墨田区地域福祉計画の推進 ○福祉のまちづくり及び交通バリアフリーに関すること ○バリアフリー基本構想に関すること ○受験生チャレンジ支援 ○小災害援護
	すみだボランティアセンター	○すみだボランティアセンター管理運営
	指導監査担当	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法人の設立認可・定款変更の認可等 ○法人運営に関する指導監査 ○福祉サービス第三者評価に関すること ○指定障害福祉サービス事業所等に対する指導監査に関すること ○指定介護サービス事業所等に対する指導監査に関すること
	生活支援・相談支援担当	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援及び住居確保給付金の支給並びに就労準備支援事業等同法に基づくその他の事業に関すること ○包括的支援体制整備に関すること ○ひきこもり支援に関すること
	臨時特別給付金担当	○臨時特別給付金に関すること
生活福祉課	管理係	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護等に係る統計に関すること ○国・都交付金に関すること ○母子及び父子福祉資金の貸付・償還 ○女性福祉資金の償還 ○ひとり親家庭福祉応急小口資金の貸付・償還
	経理係	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護法等に基づく扶助費の経理 ○生活保護等に係る法外援護の経理
	第一相談係	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護事業に係る計画及び調整 ○現業事務との連絡調整 ○生活保護相談 ○自立支援センター入所相談 ○路上生活者自立支援事業・都区共同事業に関すること
	第二相談係	<ul style="list-style-type: none"> ○母子・父子相談・女性相談・家庭相談 ○母子及び父子福祉資金等貸付相談・申請 ○ひとり親家庭自立支援給付金相談・申請 ○入院助産制度の相談・申請 ○ひとり親家庭就業養育費支援 ○ひとり親家庭等学習支援 ○母子生活支援施設の入所に関すること
	自立支援係	<ul style="list-style-type: none"> ○資産調査 ○就労支援 ○自立支援プログラムに関すること ○中国残留邦人等支援給付に関すること ○被保護者自立促進事業に関すること
	医療係	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護法に基づく医療扶助事務 ○生活保護法に基づく介護扶助事務 ○生活保護法に基づく被保護者健康管理支援事業事務
	保護第一係～ 保護第七係	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護法に基づく個別的援護事務 ○生活保護に係る法外援護事務の調査・調整

障害者福祉課	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> ○墨田区障害福祉総合計画の策定 ○施設整備に関すること ○ヘルプカードに関すること ○障害のある方に関する法令等への周知、普及啓発（事業実施を含む） ○障害福祉サービスの支給決定に関すること ○心身障害者関係団体への補助金事務、連絡調整、施設運営に関すること ○その他障害者施策に関すること
	事業者係	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援給付費・障害児通所給付費関係事務に関すること ○福祉情報システムに関すること ○障害児通所支援の支給決定に関すること ○児童発達支援センター等に関すること ○障害児通所支援事業所への補助金の交付に関すること ○移動支援事業に関すること ○指定特定・指定障害児相談支援事業所の指定に関すること
	障害者給付係	<ul style="list-style-type: none"> ○心身障害者福祉手当の支給に関すること ○心身障害者医療費の助成に関すること ○紙おむつ等の支給に関すること ○福祉タクシー料金・燃料費助成共通券の交付に関すること ○手話通訳者等の派遣に関すること
	障害者相談係	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者福祉法に基づく個別的援護事務 ○知的障害者福祉法に基づく個別的援護事務 ○身体障害者・知的障害者に関する障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業等に関すること ○障害者基幹相談支援センター・障害者虐待防止センターに関すること
	すみだふれあいセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○作業の指導及び生活指導の計画・実施 ○施設の維持管理 ○作業の受注と連絡調整 ○区内福祉作業所等ネットワーク連絡会事務局
	すみだ障害者就労支援総合センター	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者就労支援に関すること ○手話通訳等派遣事務所に関すること
介護保険課	管理・計画担当	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険事業に関する企画・立案 ○介護保険事業計画の策定・管理○ 介護保険事業運営協議会の運営 ○介護保険制度の趣旨普及 ○介護保険施設等の計画・整備
	認定・調査担当	<ul style="list-style-type: none"> ○要介護（要支援）認定 ○介護認定審査会の運営 ○認定申請の受付 ○訪問調査
	資格・保険料担当	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者資格管理 ○保険料の賦課・収納
	給付・事業者担当	<ul style="list-style-type: none"> ○介護給付 ○利用者負担金の減免 ○高額介護サービス等の貸付 ○事業者の育成指導 ○苦情相談 ○地域密着型サービス事業所の指定に関すること ○居宅介護支援事業所の指定に関すること ○介護予防・日常生活支援総合事業に係る給付事務に関すること ○介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業所の指定に関すること ○介護予防支援事業所の指定に関すること
高齢者福祉課	支援係	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり暮らし高齢者の福祉の増進に関すること ○ねたきり高齢者の福祉の増進に関すること ○高齢者のいきがい事業に関すること ○老人クラブ連合会等外郭団体の事務局支援に関すること

		<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者福祉総合計画に関すること ○課の庶務その他課内の他の係に属しないこと
	相談係	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の施設入所に関する相談・助言に関すること ○特別養護老人ホームの入所調整に関すること ○老人福祉法に規定する措置事務に関すること ○指定管理者制度を導入している高齢者福祉施設の運営に関すること ○都市型軽費老人ホームの整備等に関すること ○高齢者の権利擁護、虐待防止及び高齢者の養護者支援に関すること
	地域支援係	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者支援総合センター・高齢者みまもり相談室に関すること ○サービス・活動事業に関すること ○一般介護予防事業に関すること ○在宅医療・介護連携推進事業に関すること ○認知症施策推進事業に関すること ○生活支援体制整備事業に関すること
子育て支援課	子育て計画担当	<ul style="list-style-type: none"> ○計画策定及び推進（子ども・子育て支援総合計画、公設保育所整備計画） ○公設保育所における民間活力導入の推進 ○子ども・子育て会議の運営 ○こどもまんなかすみだ推進事業（こどもわくわくフェスティバル、子どもの体験機会、こどもの意見聴取の仕組みづくり） ○病児保育事業 ○子育て支援活動助成事業 ○子育て支援情報発信事業 ○赤ちゃん休けいスポット推進事業 ○保育コンシェルジュによる保育サービス相談事業
	児童手当・医療助成係	<ul style="list-style-type: none"> ○児童手当 ○児童育成手当 ○児童扶養手当 ○特別児童扶養手当 ○子ども医療費助成 ○ひとり親家庭等医療費助成
子育て政策課	子育て政策担当	<ul style="list-style-type: none"> ○私立保育所の整備等による待機児童対策 ○児童館の指定管理・学童クラブ分室の業務委託に関すること ○児童館及び学童クラブの修繕補修工事 ○児童館地域組織活動支援 ○公立学童クラブの利用調整 ○公立学童クラブ育成料の徴収 ○公立学童クラブの整備 ○私立学童クラブへの助成 ○児童館の運営 ○学童クラブの運営
子ども施設課	保育管理係	<ul style="list-style-type: none"> ○課の庶務その他課内の他の係に属しないこと
	保育運営支援係	<ul style="list-style-type: none"> ○区立保育所の管理運営・指定管理委託に関すること ○保育所の認可変更事務 ○保育に関する企画・調査 ○保育士研修 ○年末保育 ○区立保育所の修繕・補修工事 ○区立保育所の給食管理
	保育給付担当	<ul style="list-style-type: none"> ○私立保育所・認定こども園運営への支弁 ○私立幼稚園・私立保育所施設整備資金貸付 ○認証保育所 ○小規模保育事業所 ○家庭的保育事業（保育ママ） ○居宅訪問型保育事業（医療的ケア） ○私立幼稚園の認可、指導監督及び保護者に対する各種補助金の交付 ○定期利用保育 ○施設等利用給付認定事務 ○公設民営保育所の指定管理委託事務 ○こども誰でも通園制度

	入園係	<ul style="list-style-type: none"> ○保育の必要性の認定事務 ○認可保育施設の入所事務 ○認可保育施設利用者負担額の算定 ○認可保育園保育料の徴収（私立認定こども園を除く） ○休日保育 ○公立幼稚園の入園申込み事務
	区立保育園（25園 分園除く）	○乳幼児の保育 ○乳幼児子育て相談
指導検査課	指導検査係	○指導検査 ○指導検査補助巡回
	保育施設対策係	<ul style="list-style-type: none"> ○保育施設等における不適切保育の対応及び人材育成支援に関すること ○子どもの人権意識啓発に関すること
子育て支援 総合センター	子育て事業担当	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てに関する総合相談 ○一時保育 ○緊急一時保育 ○児童養育家庭ホームヘルプサービス ○訪問型保育支援事業 ○ファミリー・サポート・センター ○いっしょに保育 ○交流室事業 ○子育て支援ボランティアの育成等 ○多胎児家庭支援事業 ○家事・育児サポーター事業 ○ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）
	子ども相談担当	<ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童対策地域協議会の運営 ○子どもショートステイ ○要支援家庭を対象としたショートステイ ○養育支援訪問事業 ○児童虐待対応
	子ども・家庭支援連携担当	<ul style="list-style-type: none"> ○児童相談体制整備 ○こども家庭センター ○養育家庭の普及・啓発
	子育てひろば (2か所)	○子育てひろばの管理運営 ○定期利用保育・一時預かり
保健計画課	保健計画担当	<ul style="list-style-type: none"> ○保健衛生担当（墨田区保健所）及び課の庶務 ○健康危機管理 ○災害時医療体制の構築 ○休日応急診療 ○人口動態 ○小児初期救急平日夜間診療 ○献血事業・骨髄ドナー支援事業の普及・啓発 ○区内各所へのAEDの設置 ○健康情報システムの維持・管理 ○すみだ保健子育て総合センターの施設管理
	データ活用推進担当	<ul style="list-style-type: none"> ○保健衛生に係る中長期的計画の策定 ○医療連携推進事業 ○健康に関するデータ分析 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
生活衛生課	生活環境係	<ul style="list-style-type: none"> ○課の庶務 ○医師等の免許申請等に関する経由事務 ○診療所、歯科診療所、助産所、施術所等に関する業務 ○生活衛生関係施設（理容所・美容所・クリーニング所・興行場・旅館業・公衆浴場・特定建築物・温泉・墓地等・化製場・プール・貯水槽水道）の衛生監視 ○住宅宿泊事業の監視・指導 ○ねずみ族・昆虫等の防除及び住居等の環境衛生相談 ○動物の愛護及び管理に関すること ○狂犬病予防に関すること ○薬事関係施設の衛生監視 ○薬物乱用防止の普及啓発に関すること ○調理師・製菓衛生師の免許申請等に関する経由事務

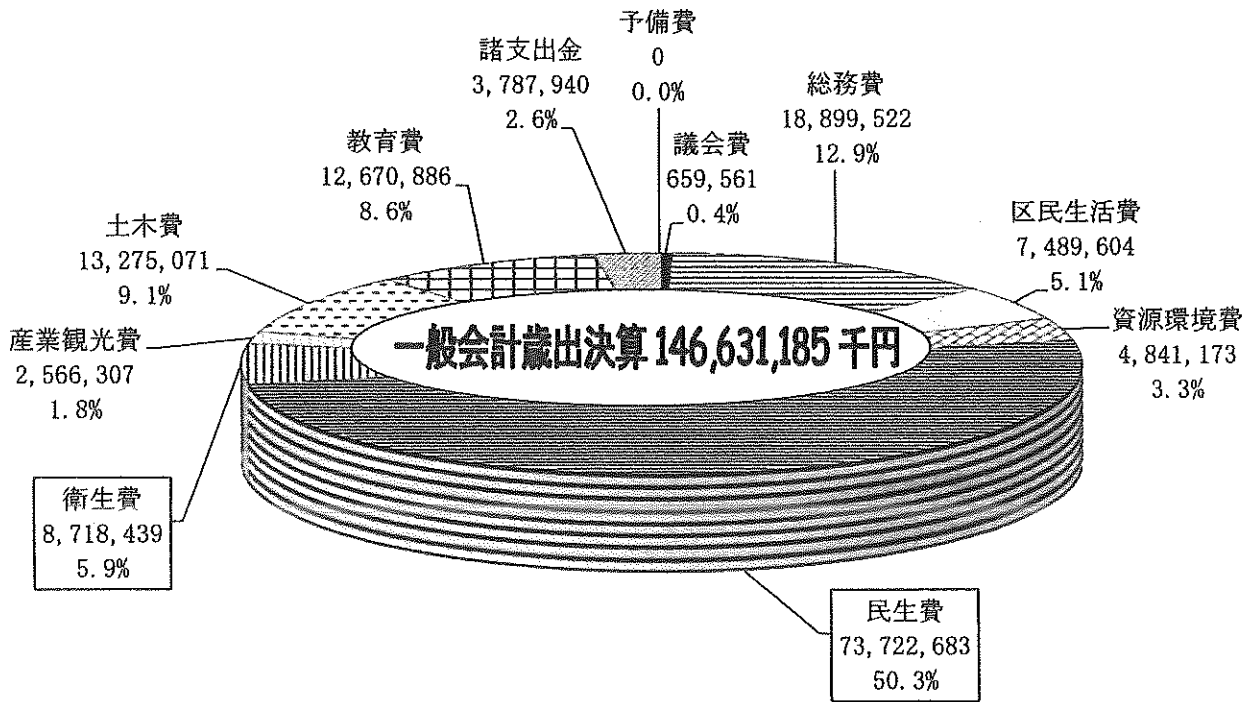
	食品衛生係	<ul style="list-style-type: none"> ○食品衛生監視 ○食鳥検査 ○食品衛生の普及啓発及び消費者対策 ○食品衛生推進員に関する事 ○食品衛生協会に関する事
保健予防課	感染症係	<ul style="list-style-type: none"> ○課の庶務 ○感染症対策全般（結核・感染症・エイズ） ○予防接種 ○放射線設備に係わる医療監視
	保健予防係	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービス（精神）の支給決定に関する事 ○地域移行支援に関する事 ○自殺対策に関する事 ○公害健康被害の認定・給付 ○公害保健福祉事業 ○大気汚染に係る健康障害者の認定 ○健康被害予防事業
	予防医療担当	○結核・感染症の予防及び医療
健康推進課	地域保健担当	<ul style="list-style-type: none"> ○各種健康診査事業 ○特定保健指導等 ○各種がん検診及びがん対策事業 ○受動喫煙防止対策 ○健康づくりの推進（健康寿命延伸事業・区民健康体操等） ○食育の推進 ○保健事業（成人） ○特殊疾病 ○栄養指導 ○地域精神保健福祉 ○歯科口腔保健
	母子健康づくり担当	○保健事業（母子） ○母子保健事業

注：太字は福祉事務所の分掌事務

■ 3 決算と予算 ※構成比は小数点以下第二位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります

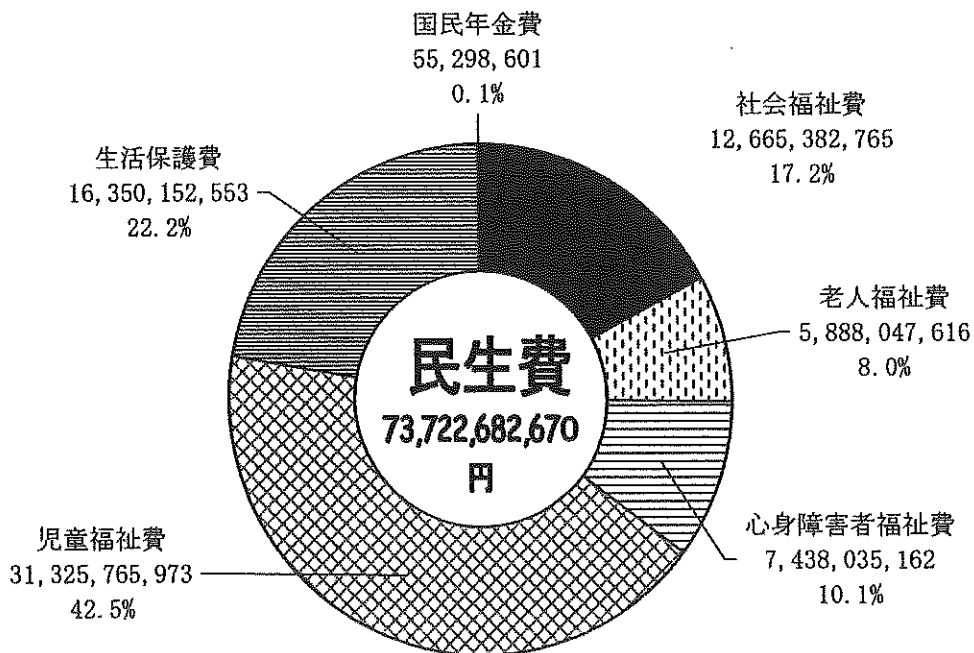
(1) 令和6年度一般会計歳出決算に占める福祉保健関係経費

単位：千円



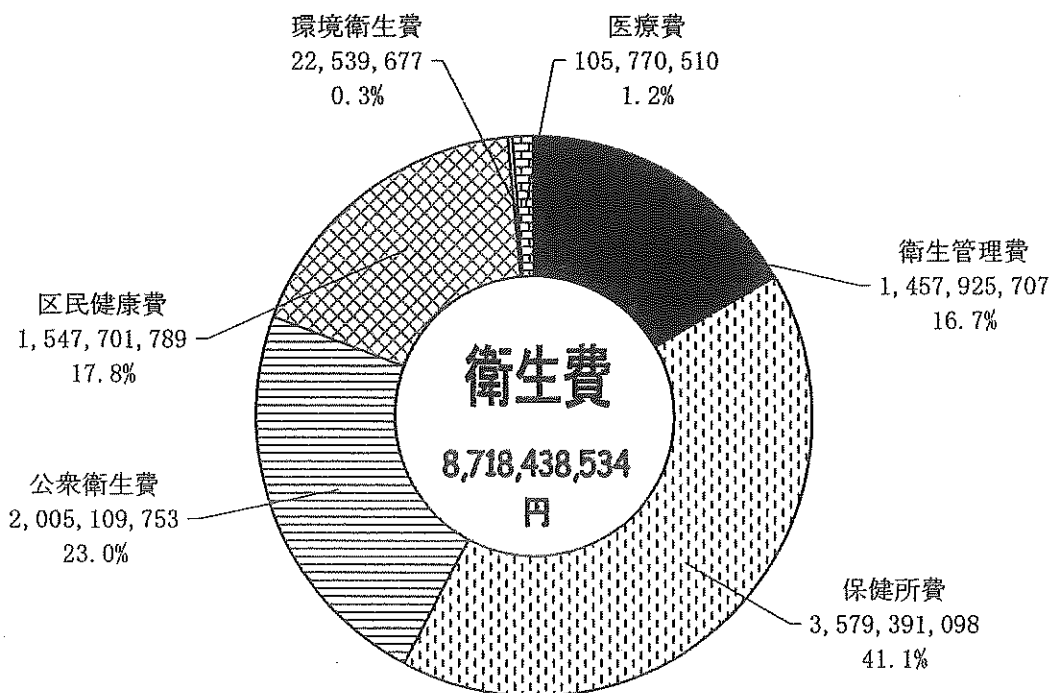
ア 民生費の歳出決算内訳

単位：円



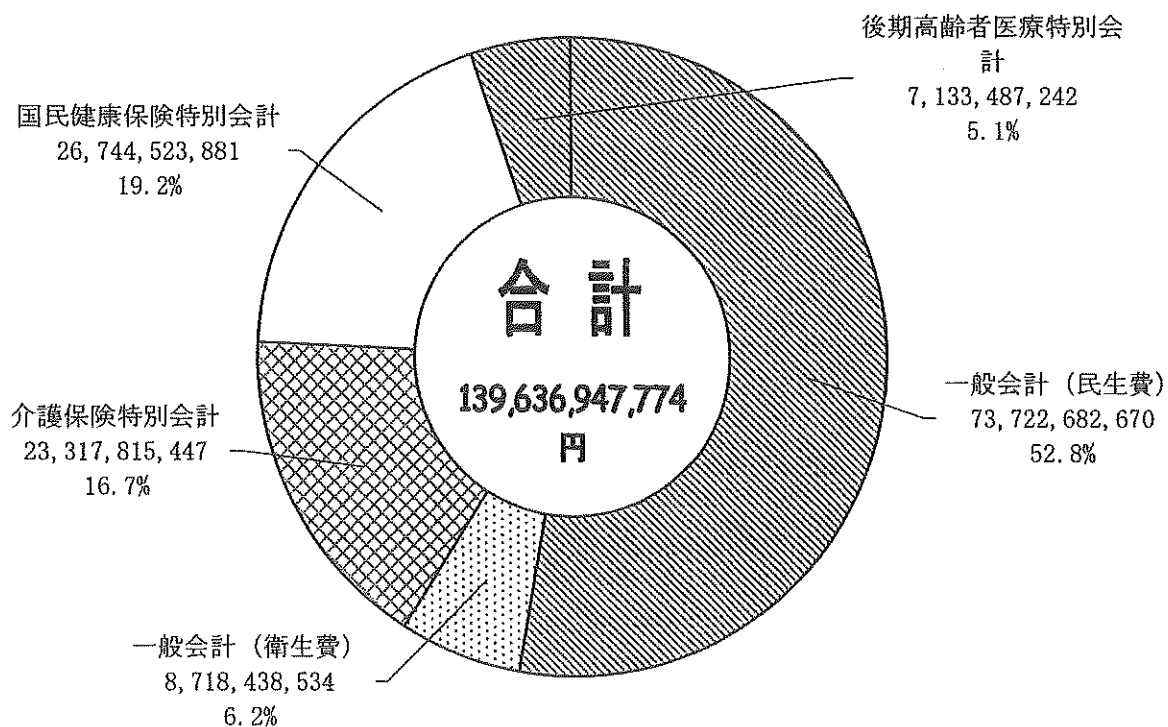
イ 衛生費の歳出決算内訳

単位：円



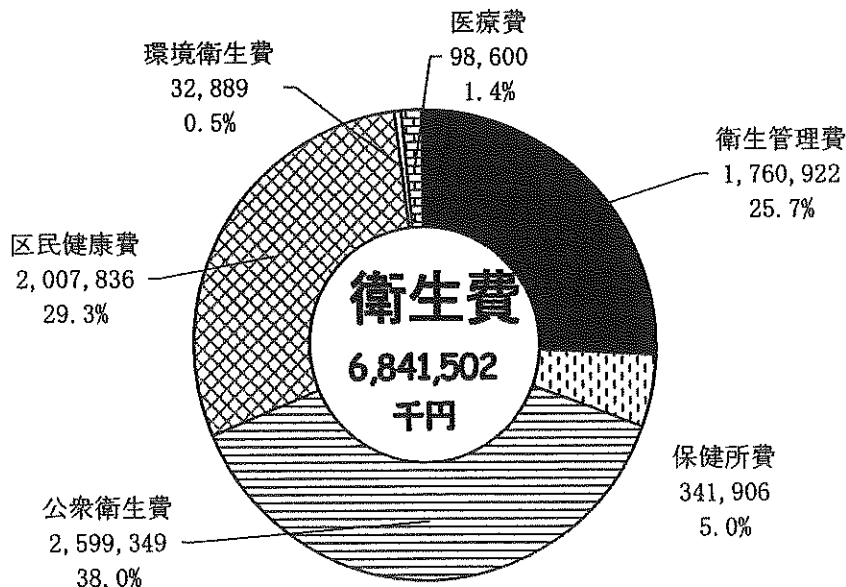
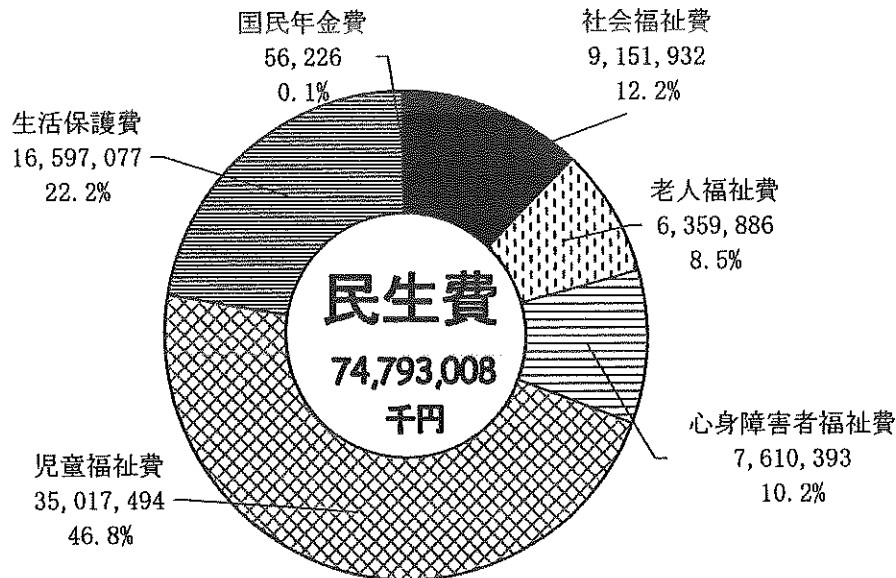
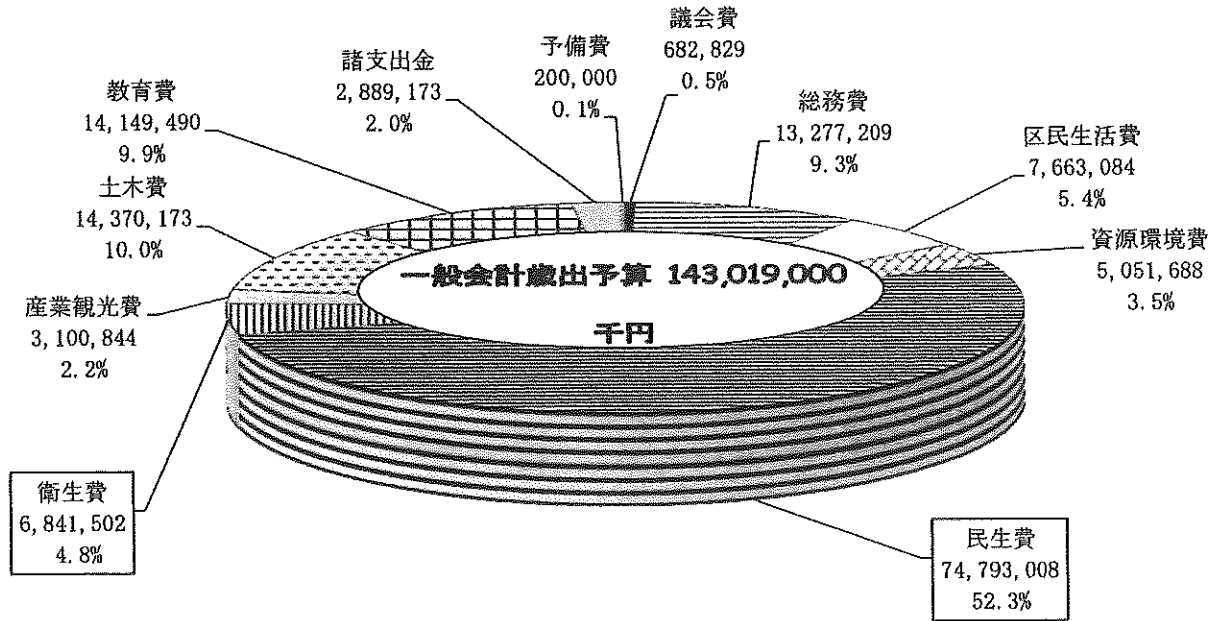
(2) 特別会計を含む福祉保健関係経費 (令和6年度歳出決算)

単位：円



(3) 令和7年度一般会計歳出予算

単位：千円



■ 4 墨田区の人口

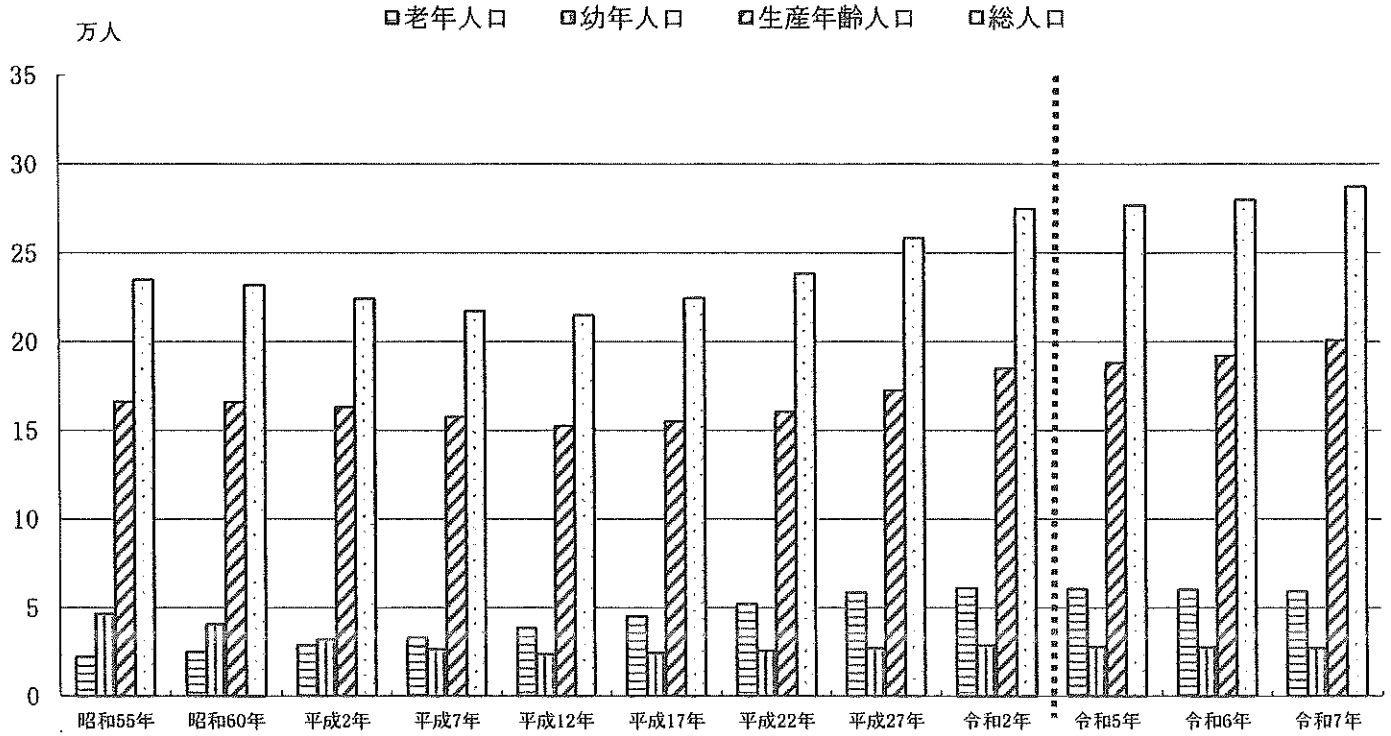
年齢階層別人口の推移

(毎年1月1日現在)

年	総人口	幼年人口				生産年齢人口							老年人口
		0~5歳 (幼児)	6~11歳 (小学生)	12~14歳 (中学生)	計	15~17歳 (高校生)	18~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	計	65歳 以上
昭和 55	234,927 (100)	16,200 (6.9)	20,532 (8.7)	9,844 (4.2)	46,576 (19.8)	9,424 (4.0)	46,323 (19.7)	40,581 (17.3)	34,204 (14.6)	25,938 (11.0)	9,661 (4.1)	166,131 (70.7)	22,220 (9.5)
60	231,871 (100)	13,917 (6.0)	16,417 (7.1)	10,322 (4.4)	40,656 (17.5)	10,465 (4.5)	41,276 (17.8)	37,878 (16.3)	36,509 (15.8)	28,784 (12.4)	11,110 (4.8)	166,022 (71.6)	25,193 (10.9)
平成 2	224,187 (100)	11,508 (5.1)	13,044 (5.8)	7,542 (3.4)	32,094 (14.3)	9,438 (4.2)	41,995 (18.7)	30,832 (13.8)	37,382 (16.7)	31,304 (14.0)	12,260 (5.4)	163,211 (72.8)	28,882 (12.9)
7	217,311 (100)	9,473 (4.4)	10,974 (5.0)	6,099 (2.8)	26,546 (12.2)	7,041 (3.2)	40,993 (18.9)	27,374 (12.6)	34,407 (15.8)	33,934 (15.6)	13,827 (6.4)	157,576 (72.5)	33,189 (15.3)
12	214,978 (100)	9,527 (4.4)	9,027 (4.2)	5,193 (2.4)	23,747 (11.0)	5,813 (2.7)	37,290 (17.3)	30,487 (14.2)	28,385 (13.2)	35,412 (16.5)	15,158 (7.1)	152,545 (71.0)	38,686 (18.0)
17	224,657 (100)	10,305 (4.6)	9,509 (4.2)	4,575 (2.0)	24,389 (10.8)	5,120 (2.3)	33,562 (15.0)	38,256 (17.0)	27,921 (12.4)	33,594 (15.0)	16,710 (7.4)	155,163 (69.1)	45,105 (20.1)
22	238,356 (100)	10,773 (4.5)	10,111 (4.3)	4,796 (2.0)	25,680 (10.8)	4,725 (2.0)	34,090 (14.3)	41,843 (17.6)	33,445 (14.0)	29,178 (12.2)	17,266 (7.2)	160,547 (67.3)	52,129 (21.9)
27	258,423 (100)	11,776 (4.5)	10,282 (4.0)	5,150 (2.0)	27,208 (10.5)	5,265 (2.0)	35,437 (13.7)	44,126 (17.1)	42,727 (16.5)	29,608 (11.5)	15,396 (6.0)	172,559 (66.8)	58,656 (22.7)
令和 2	274,896 (100)	12,916 (4.7)	10,719 (3.9)	5,110 (1.9)	28,745 (10.5)	5,136 (1.9)	40,907 (14.9)	45,758 (16.6)	45,084 (16.4)	35,222 (12.8)	12,925 (4.7)	185,032 (67.3)	61,119 (22.2)
5	279,985 (100)	11,516 (4.1)	10,924 (3.9)	5,254 (1.9)	27,694 (9.9)	5,160 (1.8)	44,880 (16.0)	45,759 (16.3)	43,555 (15.6)	39,097 (14.0)	13,588 (4.9)	192,039 (68.6)	60,252 (21.5)
6	284,555 (100)	11,214 (3.9)	11,108 (3.9)	5,243 (1.8)	27,565 (9.7)	5,236 (1.8)	47,640 (16.7)	46,917 (16.5)	42,870 (15.1)	40,476 (14.2)	14,027 (4.9)	197,166 (69.3)	59,824 (21.0)
7	287,302 (100)	10,794 (3.8)	11,077 (3.9)	5,331 (1.9)	27,202 (9.5)	5,259 (1.8)	48,914 (17.0)	48,061 (16.7)	42,400 (14.8)	41,436 (14.4)	14,726 (5.1)	200,796 (69.9)	59,304 (20.6)

※平成25年からは住民基本台帳法の改正により外国人数も含む。

[W-1]年齢階層別人口推移（毎年1月1日現在）



年齢構造指数の推移

（毎年1月現在）

年	従属人口 指数(%)	幼年人口指数				老齢人口 指数(%)	老年化 指数(%)
		0~5歳 (幼児)(%)	6~11歳 (小学生)(%)	12~14歳 (中学生)(%)	計(%)		
昭和55	41.5	9.8	12.4	5.9	28.1	13.4	47.7
60	39.7	8.4	9.9	6.2	24.5	15.2	62.0
平成2	37.4	7.1	8.0	4.6	19.7	17.7	90.0
7	37.9	6.0	6.9	3.9	16.8	21.1	125.0
12	40.9	6.2	5.9	3.4	15.5	25.4	162.9
17	44.8	6.6	6.1	3.0	15.7	29.1	184.9
22	48.5	6.7	6.3	3.0	16.0	32.5	203.0
27	49.8	6.8	6.0	3.0	15.8	34.0	215.6
令和2	48.5	7.0	5.8	2.7	15.5	33.0	212.6
5	45.8	6.0	5.7	2.7	14.4	31.4	217.6
6	44.3	5.7	5.6	2.7	14.0	30.3	217.0
7	43.1	5.3	5.5	2.7	13.5	29.5	218.0

$$\text{従属人口指数} = \frac{\text{幼年人口} + \text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

(0~14) (65以上)
(15~64)

$$\text{老齢人口指数} = \frac{\text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{幼年人口指数} = \frac{\text{幼年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{老年化指数} = \frac{\text{老年人口}}{\text{幼年人口}} \times 100$$

社会福祉

I 高齢者福祉

墨田区では、区の総人口に占める65歳以上の人口割合（高齢化率）が、平成10年1月の16.9%（高齢者人口36,331人）から、令和7年1月には20.6%（同59,304人）となっており、確実に高齢化が進んでいる。

高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者の増加や核家族化の進行、世帯規模の縮小など、高齢社会における介護問題に対応するため、平成12年4月、介護を必要とする高齢者を社会全体で支える社会保障制度として介護保険制度が発足した。

介護保険制度は、平成18年4月に、できる限り要支援・要介護にならない、あるいは重度化しないよう介護予防を重視した仕組みに再編され、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高齢者の多様なニーズや相談に総合的に対応する地域拠点としての地域包括支援センター（墨田区では平成23年4月から呼称を「高齢者支援総合センター」としている。）や地域住民の利用を基本とする地域密着型サービスが創設された。

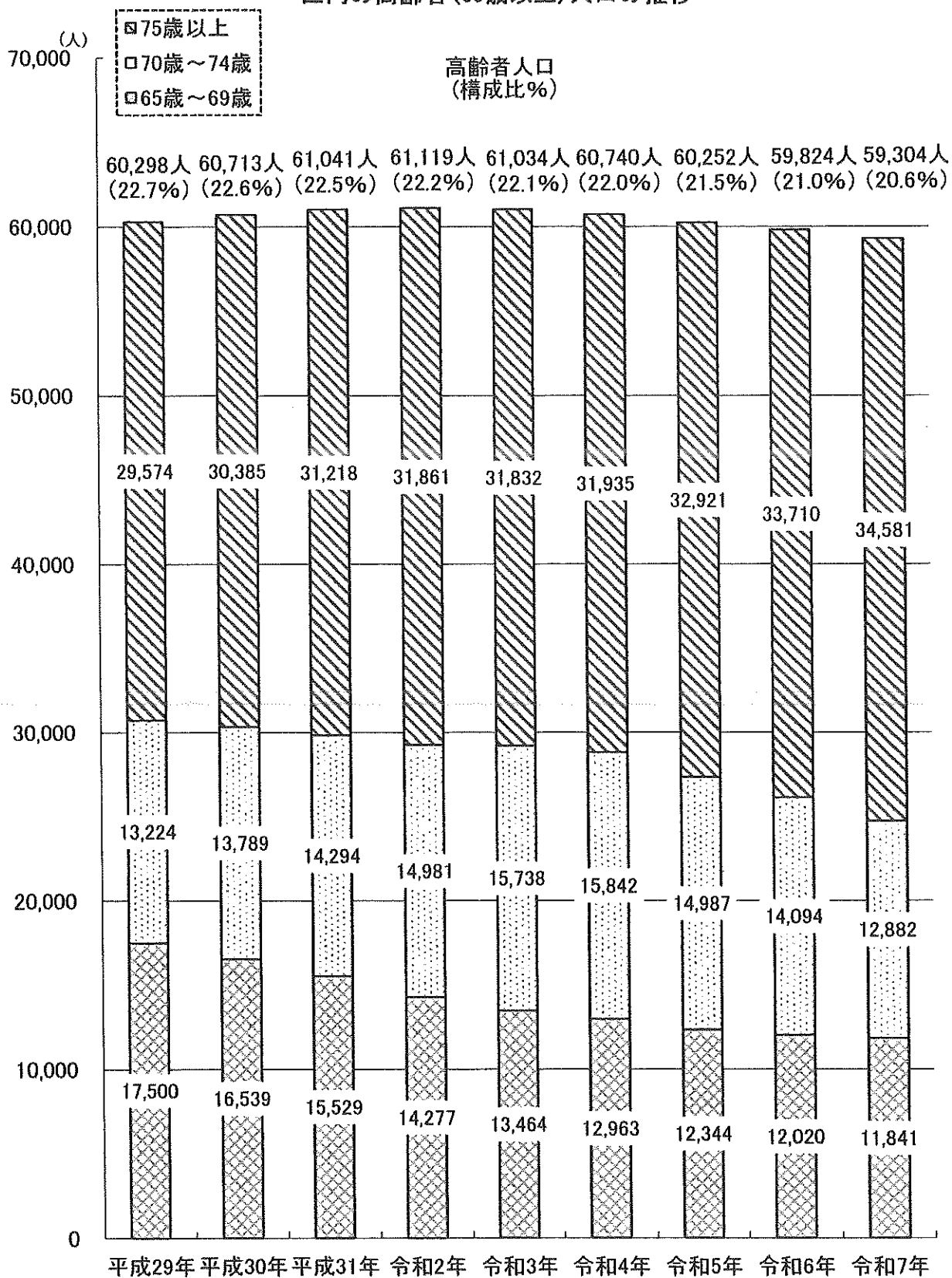
さらに、平成24年4月には、介護を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立して生活続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向け、定期巡回・随時対応型訪問介護看護やサービス付き高齢者向け住宅などが創設された。

そして、平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が公布され、地域包括ケアシステムの更なる充実と費用負担の公平化の視点から制度改正が図られ、墨田区では平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始した。

墨田区では高齢者福祉施策に関する基本計画であり、介護保険事業を含めた施策・サービスの方向性と内容を明らかにした「墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画」（令和6年度～令和8年度）を策定し、「人と人がつながり、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく生きがいをもって生活することができるまち」を基本理念として掲げた。

そのために、5つの重点的な取組「①自立支援と支え合いの推進 ②介護サービスの充実 ③医療と介護の連携強化 ④高齢者になっても住み続けることのできる住まいの確保 ⑤認知症施策の推進」を定め、計画の推進を図り、高齢者福祉の充実に努めている。

区内の高齢者(65歳以上)人口の推移



※ 住民基本台帳による各年1月1日現在の人口(外国人含む)

※ 構成比は総人口に占める65歳以上人口の割合

■ 1 介護保険事業

介護保険制度は、老後の最大の不安要因である介護の問題を社会全体で支え合う新たな仕組みとして、平成12年4月に創設された。

加入対象者は、40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）と65歳以上の全員（第1号被保険者）で、保険給付に必要な費用は、加入者の支払う保険料と公費（税）で賄う。

介護サービスを利用した場合は、サービス費用の1割、2割又は3割を利用者が負担し、9割、8割又は7割が保険から給付される。

(1) 被保険者数（令和7年4月1日現在）

人口（住民基本台帳に基づく外国人を含む）	287,766人（100.00%）
第1号被保険者数（65歳以上）	59,954人（20.83%）
第2号被保険者数（40～64歳）	96,406人（33.50%）
被保険者数合計	156,360人（54.34%）

(2) 認定者の要介護度別内訳（令和7年3月末日現在）

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
1,727人	1,530人	2,908人	2,134人	1,682人	1,692人	1,238人	12,911人
13.4%	11.9%	22.5%	16.5%	13.0%	13.1%	9.6%	100%

(3) 介護保険制度の趣旨普及・PR（介護保険課管理・計画担当）

高齢者福祉サービスの冊子「たんぼぼ」を65歳以上の全世帯に配布するとともに、「よくわかる介護保険」等のPR冊子の配布、「墨田区のお知らせ(特集号)」の発行、「介護サービス相談員による相談」の実施など、多様な方法で介護保険制度の周知を行っている。

(4) 介護保険事業運営協議会（介護保険課管理・計画担当）

墨田区高齢者福祉事業、介護保険事業の円滑な運営及び介護保険サービスの向上を図ることを目的に、区民及び福祉保健医療等関係者によって構成する「墨田区介護保険事業運営協議会」を設置し、墨田区高齢者福祉総合計画及び介護保険事業計画の推進状況や改定に関して協議を行っている。

(5) 介護保険地域密着型サービス運営委員会（介護保険課管理・計画担当）

墨田区における介護保険地域密着型サービスの質の確保、サービスの適正な運営及びサービス事業者の公正、公平な指定を図ることを目的に、区民、福祉保健医療等関係者によって構成する「墨田区介護保険地域密着型サービス運営委員会」を設置し、調査、検討を行い、その結果を介護保険事業運営協議会に報告する。

(6) 要介護・要支援認定申請の受付及び調査（介護保険課認定・調査担当）

申請受付は区役所のほか、区内に8か所ある高齢者支援総合センターで随時行っており、認定調査は区職員及び区から委託を受けた事務受託法人や指定事業者の介護支援専門員（ケアマネジャー）が実施している。

	4年度	5年度	6年度
認定申請受付件数（件）	15,035	12,379	11,186

(7) 介護認定審査会 (介護保険課認定・調査担当)

保健・医療・福祉の各分野の学識経験者を委員とする「介護認定審査会」を設置し、要介護・要支援認定申請を行った被保険者が要介護者又は要支援者に該当するかどうかの審査判定を行っている。

	4年度	5年度	6年度
審査会開催数(回)	263	285	280
審査判定件数(件)	10,104	11,890	10,771

(8) 介護保険給付 (介護保険課給付・事業者担当)

介護保険サービスを利用した場合は、原則としてサービス費用の1割、2割又は3割を利用者が負担し、9割、8割又は7割が保険から給付される。

給付方法は、サービスの種類等によって、現物給付又は償還払いの方法により行われる。

令和6年度給付実績

(現物給付分)

給付項目	件数(件)	延べ回数(回)	金額(円)
訪問介護	35,855	535,245	2,793,654,319
訪問入浴介護	3,027	14,407	198,326,860
訪問看護	30,051	196,677	1,486,697,876
訪問リハビリテーション	4,469	24,686	199,140,819
通所介護	29,558	271,059	2,148,972,873
通所リハビリテーション	5,138	36,856	363,358,131
福祉用具貸与	65,569	1,911,306	827,313,190
短期入所生活介護	4,386	36,818	354,618,642
短期入所療養介護	571	5,149	60,718,126
居宅療養管理指導	82,565	183,308	627,011,771
特定施設入居者生活介護	9,239	267,532	1,796,591,677
小計	270,428	3,483,043	10,856,404,284
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	12,690	369,968	3,624,649,715
介護老人保健施設	6,193	180,644	1,860,833,571
介護療養型医療施設	0	0	0
介護医療院	227	6,845	88,371,220
(緊急時施設療養費)	0	0	0
(特別療養費)	(24)		76,230
(特定診療費)	(0)		0
(特別診療費)	(226)		4,192,241
小計	19,110	557,457	5,578,122,977
認知症対応型共同生活介護	4,005	121,141	1,122,506,232
夜間対応型訪問介護	2	0	29,916
認知症対応型通所介護	1,779	15,650	179,166,497
小規模多機能型居宅介護	1,670	41,597	369,939,684
地域密着型特定施設入居者生活介護	242	7,106	52,640,234
地域密着型介護老人福祉施設	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	448	12,473	83,780,206
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	212	4,160	70,365,170
地域密着型通所介護	14,010	112,935	889,311,232
小計	22,368	315,062	2,767,739,171
特定入所者介護サービス費	11,369	304,156	348,170,678
居宅サービス計画給付費	86,443		1,224,406,547
高額介護サービス費	11,872		141,329,294
小計	109,684	304,156	1,713,906,519
合計	421,590	4,659,718	20,916,172,951

(償還払い分)

給付項目	件数(件)	金額(円)
福祉用具購入費	1,008	34,776,179
住宅改修費	723	61,834,074
高額介護サービス費	34,779	482,319,709
高額医療合算介護サービス費	2,314	91,940,518
その他	0	0
合計	38,824	670,870,480
審査支払手数料	397,026	24,302,030
総計		21,611,345,461

(9) 高額介護サービス費等の貸付事業(介護保険課給付・事業者担当)

利用者が一旦全額を支払った後に、保険給付分が償還払いの方法により給付される福祉用具購入費及び住宅改修費や、自己負担額が一定額を超えた場合に支給される高額介護サービス費について、一時的な支払いが困難な方を対象に、保険給付相当額の貸付を行っている。

	4年度	5年度	6年度
貸付件数(件)	0	0	0

(10) 施設入所者の食事代等の軽減(介護保険課給付・事業者担当)

一定の基準に該当する低所得者について、食事代と居住費を減額している。

	4年度	5年度	6年度
軽減対象者数(人)	1,243	1,216	1,216

(11) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の旧措置入所者の利用者負担の軽減

(介護保険課給付・事業者担当)

老人福祉法の措置により、介護保険制度の施行前から引き続き入所している方について、従前の費用徴収額を上回らないように、自己負担額を軽減している。

	4年度	5年度	6年度
軽減対象者数(人)	2	0	0

(12) 訪問介護利用者の利用者負担の免除(介護保険課給付・事業者担当)

介護保険利用前に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用し、自己負担額が0円となっていた被保険者が、介護保険の訪問介護サービスを利用の際は、自己負担が0%になるよう助成する。

	4年度	5年度	6年度
対象者数(人)	0	0	0
助成金額(円)	0	0	0

(13) 社会福祉法人等サービス利用支援事業(介護保険課給付・事業者担当)

利用料軽減実施の届出をした事業者が行う特定の介護保険サービスを利用する方で、世帯全体の年間収入額及び預貯金額が一定の基準以下の場合、介護サービス利用料の4分の1を助成する。

	4年度	5年度	6年度
事業者数(件)	9	10	10
助成金額(円)	681,788	921,518	662,216

(14) 介護保険料(令和6年度)(介護保険課資格・保険料担当)

ア 負担割合

介護保険給付に要する費用の50%は公費(税)を財源とし、残りの50%を保険料として、第1号被保険者(65歳以上)が23%を、第2号被保険者が27%を負担する。

イ 保険料の設定（第1号被保険者）

第1号被保険者の保険料は、能力に応じた負担を求めるという観点から、3年間を通じた介護給付の見込み量及び被保険者数の推計等から算出した基準額（月額6,600円）に基づき、本人及び世帯員の所得状況に応じて次の15段階に設定している。

なお、平成31年度から、消費税増税に伴う低所得者層の保険料軽減強化のため、第1段階から第3段階の保険料年額を減額している。

令和6年度 第1号被保険者保険料

所得段階	対 象 者	割合	保険料額 (年額)	保険料 (月額目安)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・本人が老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金収入の合計が80万9,000円以下の方 	0.285	22,572円	1,881円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金収入の合計が80万9,000円を超え120万円以下の方	0.37	29,304円	2,442円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金収入の合計が120万円を超える方	0.685	54,252円	4,521円
第4段階	本人が住民税非課税かつ、世帯内に住民税課税者がいる方で、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金収入の合計が80万9,000円以下の方	0.875	69,300円	5,775円
第5段階	本人が住民税非課税かつ、世帯内に住民税課税者がいる方で、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金収入の合計が80万9,000円を超える方	1.0	79,200円	6,600円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	1.125	89,100円	7,425円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.25	99,000円	8,250円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上250万円未満の方	1.5	118,800円	9,900円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が250万円以上350万円未満の方	1.675	132,660円	11,055円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	1.9	150,480円	12,540円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	2.375	188,100円	15,675円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	2.65	209,880円	17,490円
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.95	233,640円	19,470円
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	3.3	261,360円	21,780円
第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が2,000万円以上の方	3.65	289,080円	24,090円

ウ 保険料の納付方法

第1号被保険者の保険料について、年額18万円以上の老齢・退職年金、障害年金、遺族年金受給者の場合は、原則として年金からの特別徴収となる。なお、年度途中の65歳到達者、転入者等、特別徴収要件に該当しない場合は、納付書、口座振替等により個別に納付する普通徴収となる。

また、第2号被保険者の保険料は、各医療保険者が医療保険料と一括して徴収する。

エ 保険料の賦課・収納状況 (6年度)

区分	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率 (%)
普通徴収	674,671,802	616,156,427	91.33
特別徴収	4,087,800,787	4,087,800,787	100.00
合計	4,762,472,589	4,703,957,214	98.77

オ 保険料の減額 (区独自減免)

	申請件数 (件)	承認件数 (件)	不承認件数 (件)	減額金額 (合計) (円)
4年度	16	15	1	71,389
5年度	12	11	1	61,344
6年度	12	12	0	91,146

(15) 指定事業者指定状況 (介護保険課給付・事業者担当)

ア 居宅介護支援事業者数

	4年度 (か所)	5年度 (か所)	6年度 (か所)
居宅介護支援事業者	65	65	64

イ 居宅介護サービス事業者数

	4年度 (か所)	5年度 (か所)	6年度 (か所)
訪問介護	66	65	66
訪問入浴介護	4	4	4
訪問看護	33	39	39
訪問リハビリテーション	4	4	9
通所介護	37	38	39
通所リハビリテーション	7	7	8
居宅療養管理指導	100	100	104
短期入所療養介護	4	4	4
短期入所生活介護	10	10	10
特定施設入居者生活介護	10	10	10
福祉用具貸与	21	22	21

※ 居宅療養管理指導については、給付実績のある事業者数となっている。

ウ 介護保険施設

	4年度 (か所)	5年度 (か所)	6年度 (か所)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	10	10	10
介護老人保健施設	4	4	4
介護療養型医療施設	0	0	0

エ 地域密着型サービス

	4年度(か所)	5年度(か所)	6年度(か所)
認知症対応型通所介護	7	6	6
認知症対応型共同生活介護	16	18	18
小規模多機能型居宅介護	7	7	7
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	1	1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	1
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	1	1	2
地域密着型通所介護	40	39	37

■ 2 地域支援事業

平成 18 年 4 月から、介護保険制度に地域支援事業が創設され、介護予防事業、高齢者支援総合センター事業及び家族介護支援事業等を実施している。また、平成 27 年の介護保険法改正により、墨田区では平成 28 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始した。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

これまで全国一律のサービスだった介護予防訪問介護と介護予防通所介護を、地域の実情に合わせて区市町村が取り組む事業に移行した。地域住民などの様々な主体による多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進するとともに、要支援者の方などに対する効果的かつ効率的な支援体制を目指していく。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスに加えて、住民主体の支援なども含めて、多様なサービスを行う。要支援 1・2 の方や基本チェックリストにより該当した方が対象となる。

年度	サービス種別	事業名	実人数(人) *1	延べ利用人数(人)
4	訪問型サービス	従前相当	783	9,385
		サービスB	24	357
		サービスC *2	26	105
	通所型サービス	従前相当	1,055	12,653
		プチデイサービス	11	128
		サービスC *2	43	453
5	訪問型サービス	従前相当	809	9,703
		サービスB	28	309
		サービスC *2	14	51
	通所型サービス	従前相当	1,120	13,434
		プチデイサービス	3	31
		サービスC *2	42	309
6	訪問型サービス	従前相当	758	9,096
		サービスB	29	333
		サービスC *2	7	24
	通所型サービス	従前相当	1,125	13,489
		プチデイサービス	5	50
		サービスC *2	44	406

*1 延べ利用人数を月数で割った平均

*2 期間限定のサービス

年度	サービス種別	件数(件)
4	介護予防ケアマネジメント	12,360
5		12,221
6		11,635

イ 一般介護予防事業

65歳以上の高齢者に対し、介護予防に関する知識の啓発や地域における介護予防活動へ支援を行うとともに、住民主体の通いの場へのリハビリテーション専門職の派遣などを行う。

(ア) 介護予防普及啓発事業

年度	会場数	延実施回数(回)	実参加人数(人)	延べ参加人数(人)	備考
高齢者パワートレーニング教室 (令和5年度で事業終了)					
4	1	10	9	73	
5	1	15	9	106	
すみだテイクテン教室					
4	3	24	51	316	
5	3	24	50	288	
6	3	27	48	338	
元気生き生き体操教室					
4	2	28	50	499	
5	2	28	50	431	
6	2	28	50	451	
歩いてスッキリ運動教室					
4	1	20	20	261	
5	1	20	16	209	
6	1	20	15	204	
介護予防サポーターによる「げんき応援教室」					
4	12	237	160	2,130	
5	8	159	111	1,535	
6	8	160	88	1,479	
高齢者体力測定会 (令和2年度から「高齢者身体能力測定会」へ名称変更・内容組換え)					
4	8	8	182	182	
5	8	8	152	152	
6	8	8	105	105	
元気もりもり教室					
4	2	48	104	883	
5	2	48	118	1,094	
6	2	48	86	800	
声出し脳トレーニング教室					
4	2	37	45	583	
5	2	37	48	692	
6	2	37	53	787	
口腔ケア講習会					
4	8	8	104	104	
5	8	8	100	100	
6	8	8	136	136	
男性のための1から始める栄養教室 (令和4年度事業終了)					
4	2	16	15	104	
自宅で始める介護予防体操教室(令和6年度事業終了)					
4	0	14	10	64	
5	0	28	17	106	
6	1	28	14	165	
ボディケアプログラム (令和6年度新規事業)					
6	1	1	22	22	

(イ) 地域介護予防活動支援事業

年度	件数(件)	団体数(団体)
通いの場支援事業		
4	48	9
5	45	4
6	24	4
講師派遣制度		
4	4	1
5	0	0
6	4	2

年度	日数	実人数(人)	延べ参加人数(人)	備考
介護予防サポーター養成講座事前説明会				
4	1	5	5	
5	1	9	9	
6	1	8	8	
介護予防サポーター養成講座 (令和元年度から「リーダー・サポーター養成プログラム」に名称変更)				
介護予防サポーター養成講座 (リーダー養成プログラム)				
4	4	7	46	修了者 7人
5	4	8	55	修了者 8人
6	4	7	39	修了者 7人
介護予防サポーター研修会				
4	3	45	178	
5	3	39	117	
6	3	50	93	
介護予防サポーター交流会				
4	1	39	39	
5	1	35	35	
6	1	28	28	

(ウ) 地域リハビリテーション活動支援事業

年度	理学療法士(回)	作業療法士(回)	言語聴覚士(回)	延べ支援回数(回)
4	170	173	10	353
5	160	177	15	352
6	176	185	14	375

(エ) 施設介護ボランティア・ポイント付与事業

年度	活動施設数	登録人数(人)
4	61	37
5	64	36
6	64	46

(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (ポピュレーションアプローチ)

通いの場等や高齢者支援総合センターにおいて歯科衛生士及び栄養士等の医療専門職を派遣し、口腔ケア及び低栄養予防の普及啓発・個別相談を行う。また、必要に応じ健診・医療等の受診勧奨を行う。

通いの場等での普及啓発		
年度	通いの場等の数(団体)	延べ参加者数(人)
4	36	394
5	25	354
6	26	281
高齢者支援総合センターでの講座開催		
年度	講座開催数	延べ参加者数(人)
4	14	177
5	12	164
6	13	200
介護予防事業等への郵送による勧奨		
年度	事業数	送付数(通)
4	2	298
5	1	274
6	1	298

(3) 高齢者支援総合センター（地域包括支援センター）

平成18年4月から、高齢者支援総合センターを区内に8か所設置し、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるように、保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士等が、次の事業を行っている。

なお、墨田区では、平成23年4月1日から地域包括支援センターは、高齢者支援総合センターの呼称を用いている。

ア 介護予防ケアマネジメント業務

高齢者が要介護状態等にならないよう、介護予防事業が包括的かつ効率的に実施されるよう支援を行う。

イ 総合相談支援・権利擁護業務

高齢者の相談を総合的に受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関、制度につなぐとともに、虐待の防止、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制を構築し、介護支援専門員と関係機関の連携を支援する。

エ 介護予防支援

指定介護予防支援事業者として要支援者の自立に向けたケアマネジメントを行う。

年度	介護予防プラン	新規相談件数 (件)	申請代行 (件)	虐待対応件数 (件)
4	25,453 *1	6,788	5,733	153 *2
5	26,846 *1	6,820	5,528	169 *2
6	27,032 *1	6,757	5,372	198 *2

*1 介護予防ケアマネジメント、介護予防サービス計画を含む。 *2 通報件数を含む件数とする。

オ 地域ケア会議

高齢者支援総合センターは、介護サービス事業者や医療機関、民生委員その他関係者、関係機関・団体により構成する会議を開催する。

年度	高齢者支援総合センター主催		区主催(回)
	個別課題解決会議(回)	地域課題会議(回)	
4	48	36	1
5	52	50	1
6	49	38	1

(4) 生活支援体制整備事業

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進するために、生活支援コーディネーターを設置し、新たなサービスの創出や既存事業の拡大、社会資源の見える化やネットワークの構築などの体制整備を行う。

ア 生活支援コーディネーターの設置

- (ア) 社会福祉法人墨田区社会福祉協議会（1名・常勤）
- (イ) 公益社団法人墨田区シルバー人材センター（1名・常勤〔兼務〕）
- (ウ) 8高齢者支援総合センター（各1名・常勤〔兼務〕）

イ 協議体

区及び生活支援コーディネーターが一堂に会して、情報交換や連携共同による体制整備を推進するため、平成28年6月から「生活支援サービスネットワーク連絡会」を、原則として偶数月に実施。平成30年1月からは南部及び北部地域部会を設置している。

年度	会議体	実施回数
4	生活支援サービスネットワーク連絡会	7回
5	生活支援サービスネットワーク連絡会	6回
6	生活支援サービスネットワーク連絡会	6回

ウ 取組内容

(ア) 社会資源の見える化

「いきいきマップすみだ」や「ケア倶楽部」の定期更新等を進め、高齢者やその関係者への情報発信を行う。

(イ) 地域活動の後方支援

区及び生活支援コーディネーターが、地域住民や関係団体への生活支援サービスの後方支援を行う。

(5) 在宅医療・介護連携推進事業

在宅療養を推進するため、医療・介護の相互理解・連携強化をはじめ人材育成等について関係機関との検討を行う。また、この事業は保健計画課・介護保険課・高齢者福祉課の3課で取り組む。

ア 在宅医療・介護連携推進協議会の実施

医療、介護に関する関係者が参加して、2回の協議会を実施し、それぞれの職種の特性を理解し合い、在宅医療・介護連携の推進に必要な取組について検討を行った。また、認知症部会を2回開催し、認知症ケアの推進に係る意見交換等により連携強化を図った。

イ 研修の実施

医療と介護の連携研修を2回、多職種連携研修を1回実施した。

ウ その他

在宅療養ハンドブックや、在宅療養ホームページにより普及啓発を行った。

(6) 認知症総合支援事業

ア 認知症地域支援推進員の配置

高齢者支援総合センターに認知症地域支援推進員（医療職常勤1名）を配置し、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療機関や介護事業所、地域の支援団体などをつなぐ地域づくりを行った。

イ 認知症サポーター養成講座の実施

高齢者みまもり相談室にオレンジサポート事業を委託し、認知症サポーター養成講座を実施した。

年度	開催回数 (回)	受講者数 (人)	累計受講者数 (人)
4	76	2,272	28,949
5	96	2,417	31,366
6	106	2,525	33,891

ウ オレンジカフェの実施

地域で認知症の方やその関係者が集うことができる場所として「オレンジカフェすみだ」事業を実施した。令和4年度からは、オレンジカフェすみだ認定事業を開始した。

年度	開催場所	延べ回数 (回)	延べ参加者数 (人)	ボランティア等参加者数 (人)
4	3	33回 オンライン含む	624	117
5	3	36回 オンライン含む	583	122
6	4	48回	824	130

エ 認知症初期集中支援事業

認知症が疑われる又は認知症の高齢者に対し、早期に「認知症初期集中支援チーム」による訪問等の支援を行い、適切なサービスにつなげる。

※平成29年10月から事業を開始

※令和元年度からサポート医の訪問を開始

年度	新規対象者 (人)	訪問回数(回)	サポート医訪問回数(回)	終了者 (人)	年度末継続者 (人)
4	17	90	9	15	8
5	17	93	6	18	7
6	11	78	10	11	7

(7) 任意事業

ア 介護給付適正化事業

(ア) 介護給付費通知 (介護保険課給付・事業者担当)

介護保険サービスを利用した被保険者に対し、介護給付費の額等を通知することで、介護保険サービスが高齢者の自立支援に役立つものとして提供されていることを周知するとともに、介護保険事業の適正な運営を図る。

	回数 (回)	件数 (件)
4年度	1	9,831
5年度	1	10,130
6年度	0	0

(イ) 介護保険事業者への指導・育成 (介護保険課給付・事業者担当)

介護サービスにおける給付適正化を図るため指導を行うとともに、給付適正化指導員を配置しケアマネジメント能力向上を図り、サービスの質の向上を目指す。

イ 成年後見制度利用支援事業 (地域福祉課)

区長申立にかかわる低所得の高齢者にかかる成年後見制度の申立経費及び後見人等への報酬の支払を助成する。

	4年度	5年度	6年度
申立経費の助成件数 (件)	26	35	41
後見人等への報酬の助成件数 (件)	44	45	60

ウ 家族介護支援事業(高齢者福祉課地域支援係)

高齢者支援総合センターにおいて、高齢者を介護している家族等を対象に介護者教室等を実施し、介護に関する知識や技術の習得、情報交換及び介護者同士の交流を図る。

事業名	実施施設	4年度		5年度		6年度	
		回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)
認知症家族 介護者教室	高齢者支援総合センター	66	576	71	527	67	543
男性介護者教室	高齢者支援総合センター	4	17	4	34	4	34

エ 福祉用具・住宅改修相談指導及び福祉機器普及展示事業(高齢者福祉課地域支援係)

高齢者支援総合センターやうめわか福祉機器展示室において、福祉機器を展示するとともに、福祉機器や住宅改修の相談に応じ、適正な利用を促進し、知識の普及啓発を図る。

	相談場所	相談件数(件)		
		4年度	5年度	6年度
福祉用具相談	うめわか福祉機器展示室	747	846	838
住宅改修相談	高齢者支援総合センター	589	604	556

■ 3 施設の入所調整(高齢者福祉課相談係)

(1) 特別養護老人ホームの入所に係る申込を受け付けている。

特別養護老人ホーム新規申込件数 (件)		
4年度	5年度	6年度
494	559	679

(2) 養護老人ホーム入所に係る相談を受け付けている。

養護老人ホーム入所相談件数 (件)		
4年度	5年度	6年度
66	99	53

■ 4 老人ホーム入所措置 (高齢者福祉課相談係)

環境及び経済的理由により居宅生活が困難な高齢者を施設に措置入所させている。

養護老人ホーム入所状況 (令和7年3月31日時点)

入所者数	104人
------	------

■ 5 在宅福祉サービス

(1) 生活支援型日常生活用具の給付 (高齢者福祉課支援係)

介護保険で非該当と認定された高齢者を対象に、入浴補助用具等の日常生活用具を給付している。

また、要介護認定の結果にかかわらず申請時に歩行障害が認められる者にはシルバーカーを給付。

※自己負担：所得に応じて0%、10%、20%、30% 始期：平成12年4月

年度	腰掛便座 (件)	入浴補助用具 (件)	歩行支援用具 (件)	スロープ (件)	シルバーカー (件)	計 (件)
4	0	4	0	0	485	489
5	1	0	0	0	391	392
6	0	1	0	0	400	401

(2) 自立支援住宅改修費の助成 (高齢者福祉課相談係)

要介護認定を非該当と認定された高齢者又は要介護認定を未申請の高齢者を対象に手すりの取付け等、要介護・要支援と認定された方には浴槽の取替え等の改修費を対象に助成。

年度	手すり等 (件)	浴槽 (件)	流し・洗 面台(件)	トイレ (件)	総件数	備考
						始期：平成12年4月 利用者負担：所得に応じて0%、 10%、20%、30%(20万円を限度に助 成) 助成額以外はすべて利用者負担
4	202	58	3	20	283	
5	225	43	4	26	298	
6	225	55	1	21	302	

(3) ねたきり高齢者寝具洗たく乾燥助成 (高齢者福祉課支援係)

要介護3以上の在宅高齢者等で、家庭において布団の洗濯・乾燥が困難な方に対し、寝具の洗濯・乾燥サービスを提供。

年度	年度末登録者数(人)	延利用者数(人)	金額(千円)	備考
4	80	250	1,206	始期：昭和53年6月
5	52	179	694	洗濯：年1回
6	65	195	1,046	乾燥：年11回

(4) 高齢者理美容サービス（高齢者福祉課支援係）

要介護3以上の在宅高齢者等で、理美容店に行くことができない方に対して、理美容券を2か月に1枚の割合で支給。

年度	申請者数 (件)	利用枚数 (枚)	備 考
4	1,148	1,951	始期：平成4年8月 ※美容サービス 平成13年4月
5	1,176	1,930	
6	1,132	1,926	

(5) ねたきり高齢者等紙おむつ等支給（高齢者福祉課支援係）

高齢者又は要介護認定を受けている40歳から64歳の者で、要介護3以上の者、又は要支援1から要介護2までの者で常時失禁状態にあり介助を要する者、又は病院に入院中で常時失禁状態にある者に対し支給。

なお、入院中で病院指定のおむつ等を使用している高齢者等に対しては、その費用の一部を助成。

種目	年度	延支給件数 (件)	金額 (千円)	備 考
紙おむつ等	4	18,424	98,919	始期：昭和56年10月 ※おむつ代 昭和62年4月 ※介護保険第2号被保険者(40歳から64歳)の対象拡大 令和4年4月
	5	19,152	131,577	
	6	20,167	150,092	
おむつ代	4	1,472	9,590	紙おむつのタイプ： テープ型 パンツ型はくタイプ 尿とりパッド 所得制限：なし（平成6年度から）
	5	1,519	9,784	
	6	1,297	8,230	

(6) 認知症高齢者見守り GPS 利用助成事業（高齢者福祉課地域支援係）

在宅で介護を受けている高齢者で介護保険の要介護認定結果が「要介護1」以上の認知症状のある者とその家族を対象として、貸与したGPS機能付き端末機で行方不明時24時間体制で探索する探索サービスの利用料の一部を助成し、介護者の負担軽減を図る。

なお、令和4年度から個人賠償責任補償保険を付帯している。

年度	新規申請 (人)	廃止 (人)	年度末利用者 (人)	備 考
4	11	17	17	始期：平成12年4月
5	9	12	14	
6	10	9	15	

(7) ねたきり在宅高齢者介助者慰労（高齢者福祉課支援係）

要介護3以上の65歳以上の高齢者を在宅で介助している家族の慰労を目的として、はり・灸・マッサージ券（年間2枚）を支給。

年度	利用件数 (枚)	金額 (千円)	備 考
4	265	1,079	始期：昭和58年
5	246	1,003	
6	256	1,044	

(8) 家族介護慰労金支給事業（高齢者福祉課支援係）

介護保険の要介護4又は5の重度要介護者を、介護保険サービスを利用せずに在宅で1年以上介護した家族（非課税世帯）を対象に、年10万円を支給。

年度	件数 (件)	助成金額 (円)	備 考
4	0	0	始期：平成13年4月
5	1	100,000	
6	0	0	

(9) 高齢者の認知症ケア・虐待防止事業（高齢者福祉課地域支援係：認知症ケア/相談係：虐待防止）

高齢者の認知症や虐待問題を正しく理解するための普及啓発を行っている。特に、高齢者の虐待に関しては、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成18年4月1日に施行され、区の責務が明確に位置づけられていることから、高齢者支援総合センター・高齢者みまもり相談室などの関係機関と連携し、高齢者虐待に係る相談対応、高齢者虐待防止及び早期発見を目的とした研修、高齢者の権利擁護に資する制度等に係る普及啓発、養護者の負担軽減等に資する事業を行っている。

年 度		認知症サポーター養成講座	高齢者虐待事例検討会
4	実施回数（回）	76	10
	参加人数（人）	2,272	100
5	実施回数（回）	96	12
	参加人数（人）	2,417	120
6	実施回数（回）	106	12
	参加人数（人）	2,525	120

(10) 認知症高齢者見守りシール事業（高齢者福祉課地域支援係）

おおむね65歳以上の在宅の認知症高齢者を対象とし、早期発見・保護を目的に、家族等と連絡する手段として二次元コード付きの認知症高齢者見守りシールを交付している。

年 度	申請件数（件）	備 考
6	33	始期：令和6年6月

■ 6 ひとりぐらし高齢者対策

(1) ふれあい訪問（高齢者福祉課支援係・地域支援係）

墨田区高齢者相談員が、ひとり暮らし等の高齢者世帯に訪問し、ご本人やご家族の不安やお困りごとの相談に応じ、孤独感を解消し、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう高齢者みまもり相談室と連携を図り支援を行っている。

(2) 高齢者配食みまもりサービス（高齢者福祉課支援係）

65歳以上でひとりぐらし、又は家族全員が65歳以上世帯等で炊事が困難な方に、食事を届けるとともに安否を確認するサービスを行っている。

給食専門業者に調理を委託し、対象者に配食。

年 度	新規 （人）	廃止 （人）	年度末登録者数 （人） （一時停止者を含む）	延べ配食数 （回）	備 考
4	519	543	2,485	302,201	始 期：昭和63年6月 配食業者 5か所 ボランティアグループ1か所*
5	462	506	2,441	301,627	
6	426	519	2,348	286,944	

*ボランティアグループは令和5年6月をもって終了。

(3) 民間救急通報システム（高齢者福祉課支援係）

家庭内で急病等の緊急事態が起きたとき、通報ボタン等を押すことにより、受信センターに通報される。受信センターでは365日24時間体制で看護師等の専門スタッフが対応し、必要に応じて、救急搬送の手配や警備員による現場駆けつけ、親族への連絡を行う。緊急時以外にも2か月に一度の電話による安否確認を行う。また健康に関する相談にも対応する。オプションで設置できる安否確認センサ（自己負担金あり）は、在宅時の異常を自動で感知して通報する。

介護保険所得段階等の要件により、自己負担金が生じる場合がある。

年度	新規台数 (台)	廃止台数 (台)	年度末 (台)	備考
4	109	175	1,089	始期:平成16年10月
5	95	168	1,016	
6	90	156	950	

※消防庁直結型緊急通報システムは、平成22年度をもって廃止し、民間緊急通報システムへ移行

※令和2年度より民間緊急通報システムから民間救急通報システムへ事業名称変更

※令和7年度5月より携帯電話の所持のみで利用可能な新機種を導入

(4) 火災安全システム (高齢者福祉課支援係)

ひとり暮らし高齢者等の住宅に火災警報器等を設置している。

年度	火災警報器 (件)	自動消火器 (件)	ガス安全システム (件)	電磁調理器 (件)	専用通報機 (自動通報) (件)
4	9	8	1	6	0
5	12	10	2	11	0
6	19	7	4	9	0

※専用通報機 (自動通報) は令和4年8月末をもって新規申請受付を終了

(5) 高齢者世帯家具転倒防止器具・ガラス飛散防止フィルム取付事業 (高齢者福祉課支援係)

高齢者のいる世帯に対して家具転倒防止器具やガラス飛散防止フィルムの取付を行い、地震発生時に自らの生命を守り、安全に避難できる空間を確保する。

年度	家具転倒防止 (件)	ガラス飛散防止 (件)	備考
4	23	19	家具転倒防止 始期:平成17年10月 ガラス飛散防止 始期:平成19年4月
5	23	13	
6	57	51	

(6) 高齢者みまもり相談室 (高齢者福祉課地域支援係)

高齢化が進む中、地域から孤立しているおそれがあるひとり暮らし等の高齢者に関する相談を受けるとともに、墨田区民生委員・児童委員を始め地域の町会・自治会、老人クラブ、介護事業者等と連携して見守りの必要な高齢者を支えていくネットワークを構築し、地域で安心して生活できるよう支援する。東京都の高齢者見守り相談窓口設置事業を活用して平成21年5月にぶなか高齢者みまもり相談室の設置を開始し、平成24年2月までに8か所の高齢者みまもり相談室を整備した。

年度	件数 (8か所計)		
	訪問件数 (件)	相談件数 (件)	関係機関との連携 (ネットワーク構築) (件)
4	10,236	8,908	632
5	7,621	8,286	714
6	8,276	7,363	902

■ 7 健康対策

(1) 長寿マッサージ（高齢者福祉課支援係）

60歳以上の高齢者の健康増進を図るため、長寿室等の利用者に対し、区内の施術師によるマッサージを実施。

年度	延利用者数(人)	支払額(千円)	備 考
4	1,118	2,975	始 期：昭和53年10月 実施日：毎月第2・第4火・水・木・金曜日 第1・第3水・金曜日 長寿室等：10施設12床
5	1,091	2,895	
6	1,106	2,871	

(2) 高齢者にこここ入浴デー（高齢者福祉課支援係）

65歳以上を対象に、入浴を通じて、健康増進と地域や世代間の交流を目的として、区内の公衆浴場において、毎週平日の月曜日から金曜日のいずれか1日を100円、国民の祝日（元日を除く）と冬至の日は半額で利用できる入浴証を交付する。ふれあい半額入浴デーは、入浴証の記名者及び一緒に入場した家族も半額で入浴できる。

*入浴証の交付は、昭和59年度から公衆浴場組合に委託し、各浴場で行っている。

入浴日：100円入浴デー…毎週平日の月曜日から金曜日のいずれか1日※国民の祝日、振替休日、冬至の日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は対象外

ふれあい半額入浴デー…国民の祝日（元日を除く）と冬至の日

始 期：昭和50年10月（子どもの日及び冬至の日は昭和62年12月開始）

入浴証有効期限：2年（2年おきの7月に一斉更新）

所得制限：なし（平成20年7月所得制限を廃止）

年 度	店舗数(店)	支払額(千円)	延べ利用者数(人)	通常分利用者数(人)※	子どもの日利用者数(人)※	敬老の日利用者数(人)※	冬至の日利用者数(人)※
4	18	88,027	213,957	209,692	1,449	1,181	1,635
5	17	78,314	200,355	195,905	1,532	1,147	1,771

年 度	店舗数(店)	支払額(千円)	延べ利用者数(人)	通常分利用者数(人)※	子どもの日利用者数(人)※	100円入浴デー利用者数(人)	半額入浴デー利用者数(人)
6	16	70,916	180,128	48,782	1,108	121,999	8,239

※令和6年6月まで無料入浴日、特定日を実施。7月から100円入浴デー、ふれあい半額入浴デーを実施。

(3) 高齢者熱中症等対策事業（高齢者福祉課支援係）

区内公共施設等で、高齢者等が暑さを避けて涼しく過ごせる猛暑避難所「涼み処（すずみどころ）」を設置している。

また、区内在住の75歳以上のひとり暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者のみ世帯の世帯主（特別養護老人ホーム入所者を除く）に対して熱中症予防啓発用ポスター及びカードを郵送している。あわせて、高齢者支援総合センター及び高齢者みまもり相談室の訪問活動時に啓発及び予防啓発物品の支給を行っている。

年 度	涼み処設置数	啓発資料発送数	備 考
4	14	17,292	始 期：平成23年度
5	15	18,004	
6	15	18,617	

(4) 姉妹区提携高齢者交流大会（高齢者福祉課支援係）

ゲートボールを通して墨田区、台東区の高齢者の親善交流と健康増進を図るため実施

年度	出場チーム (両区)	分担金 (千円)	備 考
4	15	179	始期：昭和 57 年 4 月 幹事区：墨田区 令和元, 5 年度 台東区 令和 4, 6 年度 令和 2, 3 年度 新型コロナウイルス感染拡大 防止の観点から、中止
5	12	155	
6	10	204	

■ 8 生きがい対策

(1) 「湯処 (ゆどころ)・語らい亭」事業（高齢者福祉課支援係）

高齢者の閉じこもりの防止、地域との交流の場づくりを目的として、開店前の公衆浴場にて高齢者が気軽に楽しめる様々な催しを実施している。

対象は区内在住者で年齢は問わない。事前に公衆浴場へ申し込み、1回につき100円程度（茶菓子代）を直接支払う。

年度	店舗数 (店)	延べ実施回 (回)	参加者数 (人)	支払額 (千円)	備 考
4	7	215	871	2,628	始期：平成 14 年 6 月 開催日：各浴場で設定 支 払：1回につき 11,112 円（税 抜）（平成 18 年度から増額）
5	8	214	916	2,616	
6	9	176	671	2,152	

(2) 「てーねん・どすこい倶楽部」の活動（高齢者福祉課支援係）

平成 14 年 9 月、主に定年退職をした元気なシニアの方々が、地域の中で経験や特技を活かしながら社会参加するきっかけづくりを目的として発足した。

平成 15 年 10 月から「セカンドステージセミナー」の開催、シニア向け情報紙「どすこい・かわら版」・「メールマガジン」の発行、シニア人材バンクによる登録と派遣などのボランティア事業を実施。平成 19 年 4 月からは、NPO 法人として、その活動を推進している。

会員資格は、おおむね 55 歳以上で、墨田区に在住在勤又はゆかりのある方。

年度	入会者数(人)	退会者数 (人)	年度末会員数 (人)	備 考
4	1	15	36	始 期：平成 14 年 9 月
5	0	0	36	
6	1	1	36	

(3) 東京都シルバーパスの交付

高齢者の社会参加を助長するため、都内に居住する満 70 歳以上の方に、都営交通及び都内の民営バスを利用できる「東京都シルバーパス」を有料で発行。本人の所得状況により費用は異なる。

なお、平成 12 年 10 月から交付事務は、東京都が(一社)東京バス協会に委託し実施。

(4) 老人クラブ助成（高齢者福祉課支援係）

老人クラブの運営を支援するため、クラブ設立後継続して 3 か月以上活動しているクラブに対して、会員数に応じ助成金を交付。

年度	クラブ 数	会員数 (人)	助成額 (千円)	備 考
4	143	10,019	33,373	始 期：昭和 40 年 4 月 助成額：(※平成 30 年 4 月 1 日改定) 1 クラブ 0~100 人 月額 18,800 円 101~150 人 21,800 円 151~200 人 24,300 円 201 人以上 26,800 円 ※特別事業助成を廃止し、 左記の助成額（月額）に 変更した。
5	133	9,292	31,211	
6	128	8,672	29,832	

(5) 老人クラブ連合会助成（高齢者福祉課支援係）

老人クラブ連合会の事業の運営を円滑にするため、予算の範囲内で助成金を交付。
（老人クラブ連合会名簿は別添のとおり）

年度	助成額（千円）	備 考
4	13,210	始 期：昭和46年4月
5	12,828	
6	14,563	

(6) 老人クラブ指導員設置（高齢者福祉課支援係）

老人クラブ活動の内容を充実させるため、昭和53年4月から指導員を1名設置。

- 職務 ア 事務局の事務に対する指導・助言
イ クラブ設立に対する指導・助言
ウ クラブ活動に対する指導・研修等

(7) 公益社団法人墨田区シルバー人材センター運営助成（高齢者福祉課支援係）

高齢者の生きがい対策の一環として、就労事業を運営する墨田区シルバー人材センターに対し、運営の円滑を図るため助成。

- ※ 平成2年7月 社団法人墨田区シルバー人材センターに名称変更
- ※ 平成16年4月 向島ことぶき作業所を区から移管
- ※ 平成17年4月 すみだふれあいセンターことぶき作業所を区から移管
- ※ 平成21年5月 所在地を墨田区文花一丁目32番1-101号に変更
- ※ 平成23年4月 公益社団法人に変更
- ※ 平成29年4月 労働者派遣事業を開始

年度	補助金（千円）	貸付金（千円）	備 考
4	104,430	0	始 期：昭和54年7月（55年12月社団法人化） 補助金交付：年4回 平成27年度から生活支援コーディネーター設置分を助成
5	102,805	0	
6	111,487	0	

(8) ふれあい給食事業（高齢者福祉課支援係）

核家族化が進み、日ごろふれあうことの少ない地域の高齢者と保育園児が給食を通してふれあい、豊かな人間性の育成や高齢者の孤独感の解消、生きがい対策の一助とすることを目的としている。

おおむね65歳以上の高齢者を対象に、登録制で実施している。利用者は食事材料費として1人1食200円（実施園、実施内容により異なる。）を負担し、栄養士の作成した栄養バランスに配慮した食事を園児と共に食べ楽しい交流をしている。平成2年6月に事業を開始。

なお、令和4年度から新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため実施していなかったが令和6年度より再開した。

年度	実施回数（回）	延べ参加人数（人）
6	24	422

(9) 高齢者補聴器購入費助成事業（高齢者福祉課支援係）

聴力機能の低下により、家族等とコミュニケーションが取りにくい高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用を助成する。対象となるのは、住民税非課税で所定の聴力要件を満たす方である。補聴器の使用により、日常生活を営むうえでのより良いコミュニケーションを確保するとともに、引きこもりの防止を図るなど積極的な社会参加を促すことを目的としている。

年度	支給決定者数(人)	支払件数(件)	支払額(千円)	備 考
4	75	53	1,060	始 期：平成27年9月 区助成額の上限：3万5千円
5	90	71	1,420	
6	109	92	3,085	

※令和6年4月から助成額の上限を3万5千円に拡大。

(10) 高齢者デジタルデバインド解消事業（高齢者福祉課支援係）

スマートフォンの基本操作等の習得を支援し、高齢者のデジタルデバインド解消を図るとともに、地域コミュニティの活性化及び世代間交流を推進するために、区内高齢者向けのスマートフォン講習会及び相談会を令和3年度から実施。

■スマートフォン体験会・相談会（都事業）

高齢者向けのスマートフォン体験会・相談会を毎月1回程度実施する。

○スマートフォン体験会（令和6年度 開催数：22回、参加人数：187名）

・基本操作や地図アプリなどを学ぶ。スマートフォン未保持者に対しては1か月の貸出を行う。

○スマートフォン相談会（令和6年度 開催数：40日、参加人数：178名）

・スマートフォンの困りごとについて個別相談（1人30分）

■スマートフォン体験会・相談会（区事業）

○スマートフォン相談会（令和6年度 開催数：47日、参加人数：401名）

・スマートフォンの困りごとについて個別相談（1人30分）

■老人クラブ・地域包括自主グループ向けスマートフォン体験会（令和6年度 開催数：14回、延べ参加人数：147人）

民間事業者、大学等と連携し、スマートフォンの利用を習慣化させ、基本操作の習得を目的に老人クラブの仲間同士で5人一組のチームとなり日常的にスマートフォンの交流ができるアプリの体験会を実施する。

(11) 高齢者福祉センター「立花ゆうゆう館」・「梅若ゆうゆう館」

区内に居住する60歳以上の高齢者を対象に各種教養講座等を行っている。また、趣味の集まり5名以上で登録した団体等は集会室を利用できる。

「立花ゆうゆう館」

・所在地 墨田区立花六丁目8番1-102号（都営立花六丁目アパート1号棟1階）

・延べ床面積 779.14㎡

・開設年月日 平成6年11月1日

利用者数

年度	合計(人)
4	19,650
5	25,045
6	20,257

「梅若ゆうゆう館」

・所在地 墨田区墨田一丁目4番4号（都営住宅墨田一丁目第2団地4号棟1階）

・延べ床面積 471.35㎡

・開設年月日 平成12年4月10日

利用者数

年度	合計(人)
4	25,374
5	23,793
6	26,165

(12) いきいきプラザ

元気高齢者を中心とした世代間交流や地域コミュニティの拠点として旧文花小の跡地に開設。高齢者向きのトレーニングマシンを使った筋力向上トレーニング等の健康増進事業やパソコン、健康麻雀、会食会等の生きがい活動を多くのボランティアとともにしている。

- ・所在地 墨田区文花一丁目 32 番 2 号
- ・延べ床面積 559.35 m²
- ・開設年月日 平成 16 年 12 月 1 日

利用者数

年度	合計 (人)
4	35,351
5	33,390
6	33,182

■9 敬老（祝）対策等

(1) 長寿者祝金贈呈（高齢者福祉課支援係）

高齢者の長寿を祝福し、最高齢者、満百歳、米寿、喜寿を迎えた方に祝金（品）を贈呈。

年度	最高齢者 (人)	米寿 (人)	喜寿 (人)	百歳訪問 (人)	贈呈額 (千円)	祝金額	備考
4	2	1,482	2,146	51	26,925	最高齢者(男・女) 50,000円 米寿 10,000円 喜寿 5,000円 百歳 25,000円	始期：昭和 38年9月
5	2	1,428	3,159	61	31,700		
6	2	1,426	3,011	56	30,815		

(2) 特別永住者福祉給付金（高齢者福祉課支援係）

国民年金制度上、老齢基礎年金等を受けることのできない、大正 15 年 4 月 1 日以前生まれの特別永住者及び特別永住者からの帰化者に対して、月額 15,000 円を支給。

年度	新規申請(人)	廃止(人)	年度末受給者(人)	備考
4	0	0	0	始期：平成 21 年 4 月
5	0	0	0	
6	0	0	0	

■10 区立特別養護老人ホーム等

墨田区特別養護老人ホーム はなみずきホーム
墨田区はなみずき高齢者在宅サービスセンター

- (1) 所在地 墨田区八広三丁目 22 番 14 号
- (2) 敷地面積 1,872.87 m²
- (3) 構造 鉄筋コンクリート造 4 階建
- (4) 建物延べ面積 3,426.88 m²
- (5) 開設 平成 4 年 4 月
- (6) 管理運営 社会福祉法人賛育会

(7) 施設の内容

◆ 特別養護老人ホーム 定員 52 床 ショートステイ 4 床	◆ 高齢者在宅サービスセンター
4 人室 10 室 2 人室 6 室 個室 4 室 静養室 2 室 浴室 2 (機械浴室、一般浴室) 食堂、デイルーム、医務室、看護室 ボランティア室	デイルーム(一般・認知症)、機能訓練コーナー 浴室(機械浴室、一般浴室)、食堂、会議室
その他共通施設	事務室、宿直室、厨房

墨田区特別養護老人ホーム たちばなホーム

- (1) 所在地 墨田区立花三丁目 10 番 1 号
- (2) 敷地面積 1,126.71 m²
- (3) 構造 鉄筋コンクリート造 地上 5 階・地下 1 階
- (4) 建物延べ面積 4,106.57 m²
- (5) 開設 平成 9 年 2 月
- (6) 管理運営 社会福祉法人賛育会
- (7) 施設の内容

◆ 特別養護老人ホーム 定員 56 床 ショートステイ 6 床
4 人室 5 室 2 人室 11 室 個室 20 室 静養室 1 室 浴室 4 (機械浴室、一般浴室) 食堂、デイルーム、医務室、看護室 ボランティア室、家族宿泊室、機能訓練室 地域交流スペース、事務室、宿直室、厨房

墨田区特別養護老人ホーム なりひらホーム

墨田区なりひら高齢者在宅サービスセンター

なりひら高齢者支援総合センター

なりひら高齢者みまもり相談室

- (1) 所在地 墨田区業平五丁目 6 番 2 号
- (2) 敷地面積 3,962.18 m²
- (3) 構造 地下鉄筋コンクリート、地上鉄骨造、地下 1 階地上 4 階搭屋 1 階
- (4) 建物延べ面積 6,402.09 m²
- (5) 開設 平成 12 年 4 月
- (6) 管理運営 社会福祉法人カメラア会

(7) 施設の内容

◆ 特別養護老人ホーム 定員 76 床 ショートステイ 10 床	◆ 高齢者在宅サービスセンター
4 人室 12 室 2 人室 4 室 個室 30 室 浴室 3 (機械浴室、一般浴室) 食堂、デイルーム、(一般・認知症)、医療静養室、寮母室、家族宿泊室、ボランティア室、地域交流スペース	デイルーム (一般・認知症)、機能訓練室、浴室 (機械浴室、一般浴室)、食堂、会議室
	◆ 高齢者支援総合センター ◆ 高齢者みまもり相談室
	相談室
その他共通施設	事務室、宿直室、厨房

シルバープラザ梅若

墨田区うめわか高齢者在宅サービスセンター

梅若ゆうゆう館

うめわか高齢者支援総合センター

うめわか高齢者みまもり相談室

- (1) 所在地 墨田区墨田一丁目 4 番 4 号都営住宅墨田一丁目第 2 団地 4 号棟 1 階
- (2) 構造 鉄筋コンクリート造 地上 7 階の 1 階部分
- (3) 建物延べ面積 1,695.101 m²
- (4) 開設 平成 12 年 4 月
- (5) 管理運営 社会福祉法人墨田区社会福祉事業団
- (6) 施設の内容

◆ 高齢者在宅サービスセンター	◆ 高齢者支援総合センター
食堂、デイルーム (一般・認知症)、浴室 (機械・一般)、ボランティア室、リハビリ室、厨房	◆ 高齢者みまもり相談室
	相談室、福祉機器展示室
その他共通施設	事務室、静養室、サロン

■11 福祉人材の養成及び確保

外国人介護労働者等に対する日本語学習支援事業 (高齢者福祉課支援係)

介護施設や介護事業所等で介護業務等に従事している在日外国人を対象に、介護業務に必要な日本語の習得を支援。

年度	延開催回数 (回)	延参加者数 (人)
4	107	846
5	101	564
6	96	655

II 心身障害者福祉

区の身体障害者及び知的障害者の手帳所持者は、令和7年3月31日現在、計9,362人となっている。また、生活習慣病に起因する内部障害者の増加、発達障害など新たな課題に加え、障害の重度化など障害の質的变化や障害の多様化も生じている。障害のある方に対する支援は、障害の程度や特性、家庭環境等によって異なるが、核家族化や家族の高齢化の進展に伴い家庭における介護機能が低下してきていることから、より一層、障害福祉の需要は高まっている。

昭和56年の国際障害者年以來、ノーマライゼーションの実現に向けた様々な取組が行われてきたが、特に平成15年以降、障害のある方の福祉をめぐる状況は、大きく変化してきた。

平成15年4月に、行政による「措置制度」に代わり、障害のある方自らがサービスを選択して契約により利用する「支援費制度」が導入され、障害者サービスの仕組みが大きく変わった。

平成18年4月からは、障害のある方が利用できるサービスを充実し、地域生活の支援や就労支援の強化などをめざす「障害者自立支援法」が施行された。

平成22年12月には、利用者負担の見直し等を含む障害者自立支援法の一部改正が行われ、また、平成23年8月には障害者基本法が改正され、「共生社会」の実現が法律の目的に明記された。

また、平成24年10月に「障害者虐待防止法」が施行され、平成25年4月には障害者自立支援法が、障害のある方の生活を総合的に支援するための「障害者総合支援法」に改正され、また、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための「障害者優先調達推進法」が施行された。

さらに、平成25年6月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害者差別解消法」が制定され、平成28年4月に施行された。その間、平成26年2月には、障害のある方の尊厳と権利を保障するための「障害者権利条約」を批准し、効力を生ずることとなった。

本区では、昭和56年以來、障害者福祉施策の推進を図る基本的な指針である「墨田区障害者行動計画」を策定している。さらに、障害福祉サービス等の安定かつ円滑な提供を図るため、「墨田区障害福祉計画」（平成18年～）、「墨田区障害児福祉計画」（平成30年～）を策定し、令和3年には、これらの計画を「墨田区障害福祉総合計画」として計画期間を3か年にそろえ一体的に策定した。令和6年には、これらの計画を改定し計画に沿った事業の着実な推進に努めている。

区では、このように障害のある方を取り巻く状況が変化する中、障害福祉施策の新たな展開を視野に置いて、障害のある方もない方も社会の一員として、住み慣れた地域で共に尊重し合いながら暮らし続けられるよう、今後とも障害のある方の自立生活や社会参画、自己実現を支援するための障害者施策を着実に総合的に推進していく。

また、平成31年4月1日に「墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」が施行された。

■ 1 身体障害者福祉の概要（障害者福祉課障害者相談係）

身体障害者福祉法は、昭和 24 年 12 月わが国ではじめての身体障害者の福祉立法として制定された。

その後、多くの制度改正などが行われ、現在の身体障害者福祉法はその第 1 条で、この法律は、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とすると規定している。

その対象となるのは視覚、聴覚、言語、肢体不自由のほか呼吸器、心臓、腎臓、膀胱、直腸又は小腸及び免疫機能障害の内部障害者である。

また、これまで「措置制度」により行われてきた障害者サービスは、平成 12 年 6 月に社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律が成立し、平成 15 年 4 月からは、障害のある方自らがサービスを選択し、事業者・施設と契約を結ぶことによりサービスを受ける「支援費制度」に移行した。さらに「支援費制度」の制度上の課題を解決し、障害のある人々が利用できるサービスを充実し、一層の推進を図るため、平成 17 年 11 月に「障害者自立支援法」が制定され、平成 18 年 4 月から施行された。平成 25 年 4 月には「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とした。

（1）身体障害者手帳交付台帳登録状況

令和 6 年度の新規手帳登録数 313 件の内訳は、視覚障害者 27 件、聴覚・平衡機能障害者 32 件、音声・言語・そしゃく機能障害者 5 件、肢体不自由者 90 件、内部障害者 159 件となっている。

単位：件

種別	区分	5年度末 登 載 数	6 年 度 新規・転入数	6 年 度 廃止数※	6 年 度 末 登 載 数	内 訳	
						児 童 (18 歳未満)	成 人 (18 歳以上)
視 覚 障 害		532	27	20	539	8	531
聴覚・平衡機能障害		656	32	39	649	16	633
音声・言語 そしゃく機能障害		100	5	9	96	0	96
肢 体 不 自 由		3,366	90	149	3,307	73	3,234
内 部 障 害		2,865	159	156	2,868	23	2,845
計		7,519	313	373	7,459	120	7,339

※廃止は転出含む。

令和 6 年度中の異動

単位：件

新規	転入	増 合計	返還・転出による減
205	108	313	373

（2）相談援護の内容

補装具購入（借受け・修理）費の支給、日常生活用具の給付、住宅設備改善費の助成、自立支援医療（更生医療）の給付、都営交通無料乗車券の交付、障害者支援施設入所の支援をするほか、身体障害者福祉司や社会福祉主事が置かれ、支援に必要な専門的相談、日常生活や職業上の問題について相談指導にあっている。

◎ 自立支援医療（更生医療）の給付

自立支援医療（更生医療）とは、身体障害者が手術等によって障害の程度を軽くしたり取り除いたり、あるいは障害の進行を防ぐことが可能な場合にその医療を給付するものである。

身体障害者相談援護件数

(令和6年度) 単位：件

種 別	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害	計
身 障 者 手 帳	123	141	18	455	743	1,480
更 生 医 療	0	0	0	0	239	239
補 装 具	61	203	3	277	36	580
職 業	0	3	0	7	24	34
在 宅	55	11	5	86	81	238
施 設	1	1	0	26	24	52
医 療 保 険	0	0	0	2	24	26
生 活	12	3	2	11	71	99
そ の 他	68	67	4	243	446	828
計	320	429	32	1,107	1,688	3,576
都営交通無料乗車券	94	94	17	440	565	1,210
民営バス運賃割引証	18	6	0	30	123	177
計	432	529	49	1,577	2,376	4,963

身体障害者（児）並びに戦傷病者の補装具交付及び修理種目別件数

(令和6年度)

種目	身体障害者		身体障害児		戦傷病者	
	交付(件)	修理(件)	交付(件)	修理(件)	交付(件)	修理(件)
義手	3	2	0	0	0	0
義足	9	17	0	0	0	0
装具	47	22	8	4	0	0
視覚障害者 安全つえ	13	0	0	0	0	0
義眼	1	0	0	0	0	0
眼鏡	9	0	1	0	0	0
補聴器	63	66	6	13	0	0
車椅子	16	54	5	16	0	0
電動車椅子	7	39	3	0	0	0
座位保持装置	1	3	9	3	0	0
歩行器	1	0	1	0	0	0
歩行補助杖	1	0	2	0	0	0
意思伝達装置	1	2	0	0	0	0
起立保持具	0	0	0	0	0	0
座位保持椅子	0	0	1	0	0	0
頭部保持具	0	0	1	0	0	0
計	172	205	37	36	0	0

日常生活用具給付状況

(令和6年度)

種 目	件数 (件)	金額 (円)
浴 槽 (湯沸器を含む)	浴槽・湯沸器	58,300
	浴槽のみ	0
	湯沸器のみ	0
入浴担架	0	0
入浴補助用具	15	505,177
T字状・棒状のつえ	5	19,600
移動・移乗支援用具	5	174,815

便器		0	0
特殊便器		1	151,200
特殊マット		2	68,970
頭部保護帽		3	46,045
訓練椅子		0	0
携帯用会話補助装置		0	0
情報・通信支援用具		4	255,000
点字ディスプレイ		2	621,500
活字文書読み上げ装置		0	0
火災警報器		0	0
自動消火装置		0	0
特殊寝台		5	781,440
移動用リフト		0	0
体位変換器		1	12,870
特殊尿器		0	0
視覚障害者用	録音再生機	3	255,000
ポータブルレコーダー	再生専用機	3	144,000
時計	音声式	1	16,000
	触読式	1	9,900
点字器	標準型	0	0
	携帯用	0	0
点字タイプライター		0	0
視覚障害者用拡大読書器		4	635,310
音響案内装置		1	7,000
音声式体温計		1	9,000
視覚障害者用体重計		0	0
電磁調理器		2	62,100
屋内信号装置		2	158,560
聴覚障害者用通信装置		3	125,400
人工喉頭		19	549,586
情報受信装置		0	0
会議用拡聴器		0	0
ガス安全システム		0	0
酸素吸入装置		0	0
酸素ボンベ運搬車		0	0
ネブライザー		5	112,650
たん吸引器		8	401,445
空気清浄器		0	0
透析液加温器		3	145,000
ルームクーラー		0	0
フラッシュベル		1	12,400
携帯用信号装置		0	0
ストーマ用具		4,659	42,912,236
紙おむつ等		196	2,228,478
収尿器	男子用	1	5,005
	女子用	0	0
点字図書		2	51,600

住宅設備小規模改修	1	200,000
電磁波防護服	0	0
カーシート	0	0
動脈血中酸素飽和測定器	1	98,450
蓄電池	3	291,200
自家発電機	1	108,900
計	4,965	51,234,137

住宅設備改善費助成状況

(令和6年度)

種 目	件数(件)	金額(円)
中規模改修	1	569,859
屋内移動設備	0	0
階段昇降機	0	0
計	1	569,859

(3) 身体障害者相談員(別添名簿のとおり)

民間の協力者で身体障害者の支援に関する相談に応じ、必要な指導を行うとともに福祉事務所など関係機関の業務に関する協力や地域活動の中核となって障害者支援の普及に努めている。

■ 2 知的障害者福祉の概要(障害者福祉課障害者相談係)

昭和35年に知的障害者福祉法が施行され、知的障害者に対する更生の援助及び必要な保護を実施するための援助体制を整備し、その福祉を推進することとなった。そして昭和37年に知的障害者福祉司が、昭和43年には知的障害者相談員が設置された。

また、知的障害者(児)に対する社会の理解と協力を得るために、昭和42年4月から東京都で愛の手帳を交付することとなった。判定は東京都心身障害者福祉センター及び児童相談所で行っている。

知的障害程度別名簿登録数

(令和7年3月31日現在) 単位: 件

程度別 対象別	最重度(1度) 知能指数 おおむね 0~19	重度(2度) 知能指数 おおむね 20~34	中度(3度) 知能指数 おおむね 35~49	軽度(4度) 知能指数 おおむね 50~75	計
成人	33	328	304	770	1,435
児童	4	95	104	265	468
計	37	423	408	1,035	1,903

令和6年度中の異動

新規交付	転入	増 合計	返還・転出による減
64	18	82	53

(1) 相談支援

知的障害者福祉司、知的障害者福祉担当員は、知的障害がある方の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、その福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び支援を行い、これに付随する業務を行う。また、愛の手帳の交付などを活用し、居宅訪問により相談支援を行う。

知的障害者の相談指導状況

種目 年度	相 談 件 数								計
	施 設		職 親 委 託	職 業	医 療 保 健	生 活	教 育	そ の 他	
	知障 援護	そ の 他							
4	99	51	0	268	163	466	176	2,653	3,876
5	38	2	0	64	34	435	64	1,858	2,495
6	43	10	0	104	58	386	75	1,274	1,950

(2) 知的障害者相談員（別添名簿のとおり）

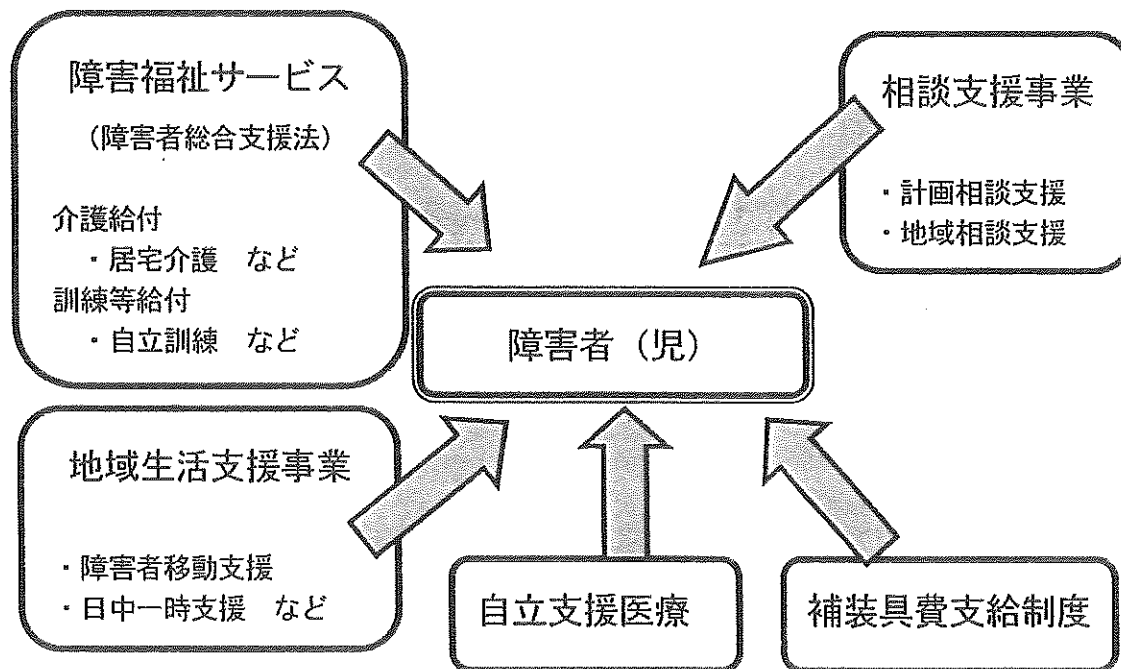
原則として知的障害者の保護者であり、熱意と経験のある民間の協力者で知的障害者に関する指導相談の支援を行っている。

■ 3 障害者総合支援法（障害者福祉課庶務係）

障害者総合支援法では、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害・難病患者等）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業が再編された。

サービスは個々の障害のある人々の障害程度や勘案事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、区市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別される。

■ 障害者総合支援法によるサービス体系



(1) 障害者総合支援法による障害福祉サービス等

サービス分類	サービス種類
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
日中活動系サービス	療養介護、生活介護、短期入所 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型） 就労移行支援（養成施設を含む）、就労継続支援（A・B型） 就労定着支援、就労選択支援
居住系サービス	施設入所支援、共同生活援助、自立生活援助
地域相談支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

(2) サービス利用状況

※令和7年3月時点

区分	利用実人員
訪問系サービス	502人
日中活動系サービス	1,129人
居住系サービス	455人
地域相談支援	2,617人

■ 4 障害児通所支援（障害者福祉課事業者係）

平成24年度から障害者自立支援法に基づく児童デイサービスが児童福祉法に移行し、障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援）として再編された。また平成30年度から居宅訪問型児童発達支援が創設された。

令和6年度から医療型児童発達支援は児童発達支援に一元化された。

(1) 児童福祉法による障害児通所支援事業のサービス種類

児童発達支援	主に未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う。または、肢体不自由の児童に、児童発達支援及び治療を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にあるため、通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に、障害児の居宅を訪問して生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。
放課後等デイサービス	学校教育法第1条に規定する学校又は専修学校等に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行う。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害児に、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。
障害児相談支援	障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容などを定めた計画の作成を行う。

(2) サービス集計

※令和6年度末の支給決定件数

サービス種別	受給者数
児童発達支援	806人
旧医療型児童発達支援	1人
居宅訪問型児童発達支援	5人
放課後等デイサービス	662人
保育所等訪問支援	316人
障害児相談支援	127人

■5 心身障害者福祉事業

(1) 東京都心身障害者扶養共済（都制度）（障害者福祉課障害者給付係）

障害のある方を扶養している保護者の方々の相互扶助の精神に基づいた、任意加入の制度です。保護者が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害と認められたときは、障害のある方に終身一定額の年金が支給されます。

なお、東京都から転出した場合でも、転出先の道府県の制度に加入することで加入期間が通算される、全国共通の制度です。

ア 年金額 月額 20,000円

イ 対象

次に該当する者の保護者

- ① 身体障害者手帳 3級以上
- ② 愛の手帳
- ③ 精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が①又は②と同等程度（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病等）

ウ 掛金

9,300円（35歳未満）	11,400円（35～40歳未満）	14,300円（40～45歳未満）
17,300円（45～50歳未満）	18,800円（50～55歳未満）	20,700円（55～60歳未満）
23,300円（60～65歳未満）	※掛金の減額制度あり	

(2) 障害者余暇活動支援事業（障害者福祉課庶務係）

障害者余暇活動支援事業を運営する任意団体等に対し、その経費の一部を補助することにより、障害者相互の交流、集団活動等の機会を提供し、地域における障害者の福祉の向上を図る。

ア 対象

次の条件を満たす活動を行う団体

- (ア) 参加障害者が活動日1日当たり5人以上いること。
- (イ) 1か月当たり2日以上活動を行うこと。
- (ウ) 活動時間は各回2時間以上であること。

イ 補助金の対象経費

人件費、会場使用料

ウ 補助団体

(令和6年4月1日現在)

団体名称	事業所所在地	代表者
チームひまわりっ子	東向島三丁目31番4号	長谷川 美雪
ダンスサークル・ダンスさんさん	亀沢一丁目19番7号	庄司 道子

(3) 特別障害者手当（国制度）（障害者福祉課障害者給付係）

ア 対象

20歳以上であって身体又は精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方。

イ 支給制限

- ・施設に入所しているとき、又は病院・介護老人保健施設等に継続して3か月を超えて入院又は入所しているとき
- ・本人の前年の所得が一定の額を超えているとき
- ・配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるとき

年度	受給者数(人)
4	208
5	208
6	197

ウ 手当額 月額 29,590円(令和7年4月から)

(4) 障害児福祉手当(国制度)(障害者福祉課障害者給付係)

ア 対象

20歳未満であって身体又は精神に重度の障害があるため、日常生活に常時介護を必要とする方。

イ 支給制限

- ・施設に入所しているとき
- ・障害を支給理由とする公的年金を支給されているとき
- ・本人の前年の所得が一定の額を超えているとき
- ・配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるとき

年度	受給者数(人)
4	53
5	56
6	59

ウ 手当額 月額 16,100円(令和7年4月から)

(5) 経過的福祉手当(国制度)(障害者福祉課障害者給付係)

ア 対象

昭和61年3月31日において従来の福祉手当を受給していた20歳以上の方で、昭和61年4月1日以降、国民年金法の一部改正により、特別障害者手当及び障害基礎年金が支給されない方。なお、新規申請は受付していない。

イ 支給制限

- ・施設に入所しているとき
- ・障害年金又は特別障害給付金を受給しているとき
- ・受給者の前年の所得が一定の額を超えているとき
- ・配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるとき

年度	受給者数(人)
4	2
5	1
6	1

ウ 手当額 月額 16,100円(令和7年4月から)

(6) 墨田区心身障害者福祉手当(障害者福祉課障害者給付係)

心身障害者に対して福祉手当を支給することにより、障害者の福祉の増進を図る。

ア 対象

- ・身体障害者手帳所持者で1~3級の方
- ・愛の手帳所持者で1~4度の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・戦傷病者手帳所持者で恩給法別表第1号ノ2に定める第3項症以上の障害を有する方
- ・脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の方
- ・区長が別に定める疾病(難病)の方

イ 支給制限

- ・施設に入所しているとき
- ・児童育成手当(障害手当)の受給対象者であるとき
- ・所得が一定の基準を超えているとき
- ・新規申請時に65歳以上のとき

ウ 支給額

月額 15,500円(身障手帳3級・愛の手帳4度・精神手帳1級は7,750円)

エ 支給件数

年度	受給者数(人)	金額(円)
4	4,367	721,215,000
5	4,459	708,621,250
6	4,514	723,346,250

(7) 墨田区障害者団体連合会補助 (障害者福祉課庶務係)

区内障害者団体の連合体である墨田区障害者団体連合会の活動を補助することにより、障害のある方の自主的活動を助長する。

ア 主な事業

- ◎ レクリエーション
- ◎ 会の運営等

イ 部会—6部会 (会員数約 265 名)

- (ア) 肢体障害部会
- (イ) 肢体不自由児 (者) 部会
- (ウ) 視覚障害部会
- (エ) 聴覚障害部会
- (オ) 心障児 (者) 部会
- (カ) 精神障害部会

(8) 心身障害者医療費助成制度 (障マル障) (障害者福祉課障害者給付係)

重度心身障害者の医療費の軽減を図るため、保険で認められた医療費の自己負担額の一部又は全額を助成する。

ア 対象

身体障害者手帳 1・2 級 (内部障害は 3 級まで)、愛の手帳 1・2 度又は精神障害者保健福祉手帳 1 級に該当する方

イ 助成状況 (現金給付分及び高額医療費分)

年度	件数(件)	金額 (円)
4	2,014	20,627,687
5	1,571	17,010,162
6	2,308	17,692,616

(9) 啓発事業 (障害者福祉課庶務係)

ア 障害者週間記念行事 すみだスマイル♥フェスティバル

障害のある方・その家族及びボランティア等相互の親睦と交流を深めること、また、区民をはじめとする一般来場者へ向けた障害福祉の啓発を目的として、障害者週間(12 月 3 日～9 日)に合わせイベントを開催する。

イ 障害者差別解消法普及啓発事業

平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法について、その普及啓発事業を実施する。区のお知らせ等に啓発記事を掲載し周知を行うほか、障害者差別解消法に基づき職員対応要領及び留意事項を定め、区職員のさらなる対応の向上を図っている。令和 2 年度からは、心のバリアフリー事業を実施している。令和 5 年度からは、区民や区内事業者等の心のバリアフリー理解啓発の促進を図るため、心のバリアフリー応援隊事業を実施している。

ウ 墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例普及啓発事業

平成 31 年 4 月施行の墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例について、手話を言語として認識し、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する地域社会の実現に向けた啓発を行う。区のお知らせ等での啓発記事の掲載のほか、区役所窓口で手話通訳を必要とする方のために、遠隔手話通訳サービスを実施している。

(10) 心身障害者（児）緊急一時介護・保護事業（障害者福祉課障害者給付係）

心身障害者（児）の保護者が、冠婚葬祭又は病気・休養等により、障害のある方の介護を友人やボランティアなどに依頼したとき、これに要した費用の一部を助成して、心身障害者（児）の福祉の向上を図る。

なお、介護人が見つからないときには、必要に応じて病院及び施設で介護している。

ア 対象

- ・身体障害者手帳 1～2 級の方 ・愛の手帳 1～4 度の方
- ・脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の方

イ 介護費の助成

- ・助成及び介護日数：1 人 1 回につき 5 日以内で年 5 回以内
- ・助成額：1 日 6,050 円（ただし、4 時間以内は半額 3,025 円）

ウ 助成状況

年度	身体障害		知的障害		脳性麻痺等		計	
	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)
4	0	0	260,150	11	0	0	260,150	11
5	0	0	151,250	5	0	0	151,250	5
6	0	0	151,250	5	0	0	151,250	5

エ 病院保護（平成 5 年 8 月 1 日から実施）

- ・保護日数：1 回の介護につき 7 日以内（やむを得ないとき 10 日まで）

利用人数	延利用日数
0 名	0 日

オ 施設保護（平成 11 年 1 月 1 日から実施）

年間居室確保数	利用人数
2 室	13 人

※施設保護の対象は愛の手帳 1～4 度の方のみ

(11) 重度心身障害者手当（都制度）（障害者福祉課障害者給付係）

ア 対象

- ・重度の知的障害であって、かつ、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する方
- ・重度の知的障害であって、かつ、重度の身体障害である方
- ・重度の肢体不自由であって、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有する方

イ 支給制限

- ・施設に入所しているとき
- ・病院又は診療所等に継続して 3 か月を超えて入院しているとき
- ・本人（20 歳未満の場合は扶養義務者）の所得が一定の限度を超えているとき
- ・新規申請時に 65 歳以上のとき

ウ 手当額 月額 60,000 円

エ 6 年度末受給者数 115 人

(12) 身体障害者自動車運転教習費補助（障害者福祉課障害者給付係）

障害のある方が第1種普通自動車運転免許を取得する際に、教習費用の一部を補助することにより、身体障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、障害者の福祉の増進に資する。

ア 対象

次の要件のすべてにあてはまる方

- ①自動車教習所に入所が承認されている方
- ②身体障害者手帳 1～3 級（ただし、内部障害は 1～4 級、下肢又は体幹機能障害は 1～5 級）又は愛の手帳 1～4 度
- ③墨田区に引続き 3 か月以上居住
- ④前年の所得税額が 40 万円以下

※補助額は、最高 164,800 円を限度とし、教習所卒業後に助成する。

イ 補助状況

年度	補助件数 (件)	補助額 (円)
4	0	0
5	1	164,800
6	1	164,800

(13) 聴覚障害者等コミュニケーション支援事業（障害者福祉課障害者給付係）

聴覚障害のある方及び言語障害のある方の社会生活における健聴者との意志の疎通が円滑に行われるよう手話通訳者及び要約筆記者を派遣している。

年度	延派遣回数 (回)
4	1,806
5	1,794
6	1,667

(14) 重度心身障害者入浴サービス（障害者福祉課障害者給付係）

家族、ヘルパー等による介護では入浴することが困難な方（介護保険又は障害福祉サービスで入浴介助を利用できる方を除く）のために、自宅に巡回入浴車を派遣し、入浴サービス（※）を行う。

ア 対象

- ・身体障害者手帳 1～2 級の方
- ・愛の手帳 1～2 度の方

イ 実施状況

年度	年間利用件数 (件)
4	650
5	722
6	634

※週 1 回実施。なお、7～9 月は希望により週 2 回実施とする。

(15) 心身障害者福祉電話事業（障害者福祉課障害者給付係）

障害のある方のコミュニケーション及び緊急連絡の手段の確保を図るため、低所得者に対し、福祉電話の貸与及び電話料金の一部を助成する。

ア 対象

- ・身体障害者手帳 1～2 級の方
- ・愛の手帳 1～3 度の方
- ・戦傷病者 第 3 項症以上の方
- ・脳性麻痺・進行性筋萎縮症による障害を有する方

イ 使用料の助成

助成額 = (基本料金) + (付加電話使用料)

ウ 貸与台数

年 度	貸与台数(年度末現在)
4	11
5	9
6	7

(16) 心身障害者福祉タクシー料金・自動車燃料費助成事業 (障害者福祉課障害者給付係)

心身の障害のため、公共交通機関等の利用が困難な障害者に対してタクシー料金・燃料費を助成することで、心身障害者の生活圏の拡大を図る。

ア 対象

- ・ 下肢・体幹機能障害、脳病変移動機能障害 1～3 級の方 ・ 視覚障害 1～2 級の方
- ・ 内部機能障害 1～2 級の方 ・ 愛の手帳 1～2 度の方

イ 支給制限

- ・ 所得が一定の基準を超えているとき
- ・ 施設に入所しているとき

ウ 助成方法

タクシー料金・燃料費助成共通券年間 30,000 円分を給付。ただし、下肢・体幹機能障害 1 級、脳病変移動機能障害 1 級及び腎臓機能障害 1 級の方には 10,000 円を加算。

エ 交付状況

年度	交付人数(人)	助成共通券交付冊数(冊)	備 考
4	3,813	24,415	1 冊 5,000 円分
5	3,783	24,001	
6	3,686	23,504	

(17) リフト付福祉タクシー事業 (障害者福祉課障害者給付係)

障害のある方の生活圏の拡大や社会活動への促進を図るため、車椅子や簡易ベッドでも乗車することができるタクシー事業者と委託契約して事業を実施しており、迎車料金及びストレッチャー使用料金を区が負担する。

なお、この事業を利用するには、あらかじめ利用登録が必要である。

ア 対象

車椅子を使用している又は寝たきり等の状態にあるため、公共交通手段を利用することが困難な身体障害者手帳又は愛の手帳を所持する方。

イ 利用状況

年度	登録者数 (人)	内 訳		延利用人数 (人)
		障害者 (人)	高齢者 (人)	
4	1,328	588	740	4,037
5	1,363	592	771	4,249
6	1,387	571	816	4,284

(18) 身体障害者自動車改造費助成（障害者福祉課障害者給付係）

重度身体障害者が就労等に伴い、自動車を取得する場合、その改造に要する経費を助成することにより、重度身体障害者の社会参加の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

ア 対象者

身体障害者手帳 1～2 級（上肢、下肢又は体幹機能障害のみ）であり、18 歳以上で改造を要する当該自動車の運転免許を所持し、かつ本人（20 歳未満の場合は扶養義務者）の所得が一定の限度以内の方

イ 助成対象とする経費及び限度額

一部を改造しなければ、自ら運転することが困難な自動車を改造するのに要する経費とし、限度額を 133,900 円とする。

ウ 助成状況

年度	件数(件)	金額(円)
4	4	513,130
5	4	535,600
6	3	401,700

(19) 重度心身障害者(児)紙おむつ等支給事業（障害者福祉課障害者給付係）

在宅の重度心身障害者(児)の健康を保持するとともに介護者の労力と経済的負担を軽減し、障害のある方の福祉の向上に資する。

ア 対象者

次のいずれかに当てはまり、かつ、当該障害、疾病等により常時失禁又は寝たきりの状態にあるため、おむつを使用する必要がある満 3 歳以上の方

- ・身体障害者手帳 1～2 級の方
- ・愛の手帳 1～2 度を所持する方
- ・脳性麻痺・進行性筋萎縮症の方
- ・特殊疾病（難病）の認定を受けている方

イ 支給制限

- ・65 歳以上で要介護 3 以上又は要介護 1、2 で常時失禁のため、高齢者福祉課で紙おむつの支給を受けているとき
- ・生活保護を受給しているとき
- ・施設に入所しているとき
- ・介護医療院に入院しているとき

ウ 支給内容及び人数

紙おむつ等の支給は月 1 種類のみ（支給枚数は種類毎に決まっている）。また、病院が指定するおむつ等を使用している方又はおむつ等の持込ができない病院等に入院等をしている方については、月額 7,000 円を限度に現金給付をしている。現物と現金の併給はできない。

※ 現物給付の場合、区民税等課税世帯に属する方は自己負担額あり（おむつの種類により、500 円又は 700 円）。

エ 利用状況

年度	対象者(人)
4	279
5	271
6	256

(20) 障害者福祉功労者等顕彰（障害者福祉課庶務係）

障害のある方の雇用に深い理解を有し、その雇用に顕著な実績のある事業所に感謝状を贈呈し、その実績を広く周知することによって、区内事業所への障害者雇用の一層の促進を図る。

また、現在自立生活しており、他の障害のある方の模範となる活躍をしている障害者（自立生活者）及び障害のある方の福祉に携わり、その援護と社会自立のために貢献した者（自立支援功労者）に対し、その努力を顕彰するとともに、広く区民に紹介し、障害者福祉の一層の進展を図る。

(21) 重度脳性麻痺者介護事業（障害者福祉課障害者給付係）

重度の脳性麻痺者を介護し、その生活圏の拡大を図るための援助を行うことで、重度脳性麻痺者の福祉の増進を図ることを目的とする。

ただし、介護人は、対象者の推薦に基づく家族とする。

ア 対象者

20歳以上の身体障害者手帳保持者で、重度脳性麻痺者でその障害の程度が身体障害者手帳1級の方

イ 支給制限

- ・障害者総合支援法における障害者福祉サービス(短期入所を除く)の支給決定を受けているとき
- ・地域生活支援事業の個別支援型移動支援、地域活動支援センター事業の利用決定を受けているとき
- ・介護保険制度における訪問介護、通所介護のサービスを受けているとき

ウ 回数 月12回以内

エ 介護手当 1回につき、6,560円（1回は1日を単位とする）

オ 給付状況

年度	重度脳性麻痺者		
	対象者数(人)	回数	金額(円)
4	5	576	3,778,560
5	5	672	4,408,320
6	4	576	3,778,560

(22) 墨田区心身障害者福祉基金（障害者福祉課庶務係）

墨田区基本計画、墨田区障害福祉計画で定める障害者福祉施設を整備する財源に充てるための基金。毎年度区一般会計から繰り入れるとともに、民間からの寄付を合わせて積み立てる。

積立金状況

6年度末現在高 67,469,024円

年度	積立額(円)	内 容		
		区一般会計(円)	民間寄付金	
			件数	金額(円)
4	213,309	13,309	1	200,000
5	223,688	17,459	2	206,229
6	270,538	70,538	1	200,000

(23) 民間緊急通報システム及び安否確認センサ（障害者福祉課障害者給付係）

家庭内で急病等の緊急事態が起きた場合に、ペンダント等を押すことで受信センターに通報が送信される機器を自宅に設置し、重度身体障害者の安全を確保する。24時間体制で看護師等の専門スタッフが対応し、救急車を必要とする状況と判断した場合は、救急車の手配や、親族への連絡を行う。緊急時以外にも健康相談や3か月に一度の伺い電話を行う。

ア 対象者

18 歳以上 65 歳未満（新規申請時点）の一人暮らし、又はこれに準ずる方で、次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳 1 級・2 級の方
- ・特殊疾病（難病）の認定を受けている方

イ 事業開始 平成 23 年 10 月

ウ 利用状況

年度	新規台数 (台)	消 滅 数 (台)		年度末台数 (台)
		死亡	転出等	
4	2	1	1	13
5	3	2	1	13
6	1	0	1	13

※ オプションで設置できる安否確認センサは、在宅時の異常を判断して自動通報する。

(24) 心身障害者世帯家具転倒防止器具・ガラス飛散防止フィルム取付事業（障害者福祉課障害者給付係）

心身障害者のいる世帯に対して家具転倒防止器具やガラス飛散防止フィルムの取付を行い、地震発生時に自らの生命を守り、安全に避難できる空間を確保する。

ア 対象者 身体障害者手帳 1～2 級又は愛の手帳 1～3 度の方

イ 利用状況

年 度	家具転倒防止(件)	ガラス飛散防止(件)	備 考
4	1	0	家具転倒防止(始期:平成 17 年 10 月)
5	2	2	ガラス飛散防止(始期:平成 19 年 4 月)
6	1	1	

(25) 心身障害者理美容サービス（障害者福祉課障害者給付係）

理美容所で理美容を受けることが困難な在宅の心身障害者等に対し、その居宅に理美容師が赴いて調髪を行うことにより、保健衛生の向上を図るとともに、快適な生活を送るための一助とする。

ア 対象者（所得に応じて一部自己負担あり）

- ・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当又は重度心身障害者手当を受給している方
- ・身体障害者手帳 1・2 級又は愛の手帳 1・2 度を有する方でかつ身体虚弱等のため外出できない、若しくは着座姿勢を保つことができない等で店舗での施術が困難な方

イ 事業開始 平成 4 年 8 月 1 日

ウ 利用状況

年 度	交付人数(人)	理美容券交付枚数(枚)	利用枚数(枚)
4	96	556	259
5	88	516	237
6	89	555	265

(26) ねたきり重度心身障害者（児）寝具洗たく乾燥助成（障害者福祉課障害者給付係）

常時ねたきりの状態にある重度の在宅心身障害者（児）で、家庭での布団の洗濯乾燥が困難な者に対して助成することにより、経済的負担の軽減及び保健衛生の向上を図る。

ア 対象者

身体障害者手帳 1～2 級、愛の手帳 1～2 度、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症又は難病のいずれかに該当する方で、家庭において 3 か月以上寝たきりの状態である方。

イ 助成内容

- ・寝具洗たく 年 1 回
- ・寝具乾燥 年 11 回（所得に応じて一部負担あり）

ウ 事業開始 平成6年4月1日

エ 利用実績

年度	利用者数(人)	サービス回数	内 訳	
			洗たく	乾燥
4	6	41	4	37
5	5	40	4	36
6	3	14	2	12

(27) 移動支援事業(障害者福祉課事業者係)

障害(児)者が、外出が困難な場合に、外出時の移動を支援する人(ヘルパー)を派遣することにより、障害(児)者の自立と社会参加の促進を図る。

ア 対象者

自宅等で生活する障害(児)者で、次のいずれかに該当する方のうち、外出することが困難な方(ただし、未就学児童は保護者同伴に限る。)

- ◎身体障害者手帳を有する方で、視覚障害又は肢体不自由の程度が1級又は2級の方
- ◎愛の手帳又は療育手帳を有する方
- ◎精神障害者保健福祉手帳を有する方又は精神障害を支給事由とする年金を受けている方
- ◎その他区長が必要であると認めた方

イ サービスの対象となるもの

公的機関・金融機関等での各種手続を行うための外出、社会生活上必要な外出、余暇活動・文化活動等への外出、特別支援学校等への送迎、その他区長が特に必要と認める外出

年度	対象者(人)
4	631
5	629
6	646

ウ サービスの対象外となるもの

宿泊を伴う外出、病院への通院、危険を伴うスポーツ活動を行う場合、営利を伴う場合、政治活動又は宗教活動を伴う場合

エ サービス事業者

区は、サービスを提供する事業者と協定を締結し、事業を実施する

オ 利用者負担額

住民税の課税状況によって、負担が異なる。ただし、身体介護を伴う場合と伴わない場合とで利用単価が異なる。また、課税状況によって決定される負担上限月額を超えての自己負担は発生しない。

住民税課税……………負担割合1割

住民税非課税……………負担割合負担無し

生活保護受給者……………負担割合負担無し

※ 外出時にかかる交通費・入場料などは、ガイドヘルパー分も含めて、利用者の負担となる。

(28) 中等度難聴児補聴器購入費助成金(障害者福祉課障害者相談係)

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対し、補聴器の購入費用を助成する。

ア 対象者

下記のすべての要件をみたす児童

◎墨田区に住所があり、18歳未満であること

◎両耳の聴力レベルが、原則として30デシベル以上で、身体障害者手帳交付の対象となっていないこと

◎補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果を期待することができると医師が判断していること

イ 助成額

補聴器ごとの基準額と補聴器の購入費用を比較して、少ない方の額に下記の助成率をかけた額

- 住民税課税世帯…………… 90%
- 住民税非課税世帯……………100%
- 生活保護等受給世帯……………100%

ウ 助成限度額

144,900 円（補聴器 1 台あたり）

※修理費、付属品に係る費用は対象外

※デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000 円を加算

エ 助成実績

年度	人数(人)	耳数(耳)
4	1	2
5	5	8
6	3	5

(29) 障害者日中一時支援事業（障害者福祉課障害者給付係）

短期入所施設等で障害のある方を預かり、障害のある方の日中活動の場を提供するとともに、日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。

ア 対象者

次のいずれかに当てはまる方

- ・身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ・特別支援学級に通学している方
- ・医師により発達障害と診断された方

イ 利用実績

年度	延べ利用人数（人）	延べ利用時間（時間）
4	1,145	4,671
5	1,199	4,609
6	1,117	4,549

(30) 知的障害者グループホーム等支援事業（障害者福祉課障害者給付係）

グループホームを利用する障害者の負担軽減と知的障害者グループホーム（区型）事業者の運営支援を行うことにより、心身障害者の地域生活における自立助長を図る。

ア 対象者

滞在型のグループホームに入居している知的障害者および身体障害者の方。

イ 助成内容

- ・グループホームの入居者の居住する居室の家賃等に対する助成
- ・グループホーム（区型）の援護費

ウ 事業開始 昭和 63 年 1 月

エ 利用実績

年度	家賃補助利用者数(人)	家賃補助月数(月)	援護利用月数(月)
4	58	632	34
5	63	690	24
6	60	671	24

■ 6 墨田区障害者施策推進協議会（障害者福祉課庶務係）

本区では、昭和 56 年の国際障害者年を契機に、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、「障害者問題解決のための墨田区行動計画」（計画期間：昭和 56 年度～平成 2 年度）を策定した。その後、「障害者問題解決のための墨田区第 2 期行動計画」（計画期間：平成 3 年度～平成 12 年度）、「すみだノーマライゼーション推進プラン 21」「墨田区障害者行動計画（第 3 期）」（計画期間：平成 13 年度～平成 22 年度）、「第 4 期墨田区障害者行動計画（前期）」（計画期間：平成 23 年度～平成 26 年度）、「第 4 期墨田区障害者行動計画（後期）」（計画期間：平成 27 年度～令和 2 年度）、「第 5 期墨田区障害者行動計画」（計画期間：令和 3 年度～令和 5 年度）を経て、令和 6 年 3 月に「第 6 期墨田区障害者行動計画」（計画期間：令和 6 年度～令和 8 年度）を策定し、この計画に基づき、インクルーシブな地域社会を目指し、さらなる障害者施策の推進を図っている。

墨田区障害者施策推進協議会は、この行動計画の策定・推進にあたり、障害者及びその関係者と協議することを目的として、昭和 57 年 5 月に設置された。協議会の委員は、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者、学識経験者、区議会議員、関係行政機関の職員の 21 名で構成され、区長により委嘱又は任命される。

■ 7 墨田区地域自立支援協議会（障害者福祉課障害者相談係）

本区では、障害福祉サービスの円滑な実施を目的として、障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）第 88 条に基づき、障害福祉サービス等の見込み量や、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定めた「墨田区障害福祉計画【第 1 期】」（計画期間：平成 18 年度～平成 20 年度）を策定した。

その後、「墨田区障害福祉計画【第 2 期】」（計画期間：平成 21 年度～平成 23 年度）、「墨田区障害福祉計画【第 3 期】」（計画期間：平成 24 年度～平成 26 年度）、「墨田区障害福祉計画【第 4 期】」（計画期間：平成 27 年度～平成 29 年度）、平成 30 年 3 月に「墨田区障害福祉計画【第 5 期】・墨田区障害児福祉計画【第 1 期】」（平成 30 年度～令和 2 年度）を経て、令和 3 年 3 月に「墨田区障害福祉計画【第 6 期】・墨田区障害児福祉計画【第 2 期】」、令和 6 年 3 月に「墨田区障害福祉計画【第 7 期】・墨田区障害児福祉計画【第 3 期】」を策定し、この計画に基づき、適切な障害福祉サービスの提供等を図っている。

墨田区地域自立支援協議会は、この計画の策定・推進について協議することを目的として、平成 19 年 10 月に設置した。また、平成 25 年度に、本区の附属機関として位置づけ、組織体制を見直し、協議体制の強化を図っている。令和 6 年度に障害者総合支援法の改正により地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことを目的とした。協議会の委員は、障害者等の福祉等に関連する職務に従事する者、障害者団体関係者、学識経験者、行政関係者、その他関連機関の職員の 24 名で構成され、区長が委嘱又は任命する。

■ 8 墨田区障害者差別解消支援地域協議会（障害者福祉課庶務係）

本区では、平成 28 年に施行された障害者差別解消法に規定する「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指すため、平成 29 年に墨田区障害者差別解消支援地域協議会を設置した。

障害者差別の解消を効果的に推進することを目的に、地域の関係機関がネットワークを形成し、障害者差別に関する事例の共有を行い、法に関わる取組や普及啓発について協議を行う。

■ 9 すみだふれあいセンター福祉作業所

所在地 墨田区緑四丁目 35 番 6 号 電話 (5600) 2001

- (1) 設置目的 心身の障害のために、企業等への就労が困難な者に、就労支援を行うとともに、作業設備と障害の状況や特性に応じた仕事を提供し、作業の知識、技術を身につけ、また、地域での社会的な自立を目指し、生活・健康等の支援を行うことを目的とした就労継続支援事業B型である。
- (2) 沿革 平成 5 年 5 月 10 日 墨田区ふれあいセンター福祉作業所として事業開始。
平成 15 年 10 月 1 日 支援費制度導入により知的障害者通所授産施設となる。
平成 21 年 4 月 1 日 障害者自立支援法に基づく就労継続支援 B 型施設となる。
- (3) 施設の規模 敷地 1,408.78 m²
建物 地下鉄筋コンクリート、地上鉄骨造 8 階建の 3・4 階部分
(延べ 1,265.13 m²)
- (4) 定員 60 名
- (5) 施設の利用
ア 利用対象者 おおむね 18 歳以上の身体機能又は知的発達に障害のある方で、ひとりで通所することができ、作業能力があるか、見込みのある方。
イ 利用手続 施設サービスの支給決定については、障害者福祉課に申請する。
ウ 費用 区長が定めた利用負担額及び給食費を徴収する。
エ 利用時間 午前 9 時から午後 4 時まで(土・日曜日と祝日は休み)
- (6) 作業の内容 ◎文房具等の袋詰め ◎自主生産(ミサンガ等) ◎封入封緘
◎印刷製本 ◎その他軽作業
- (7) 作業工賃 作業能力・就労時間に応じて、毎月支給
- (8) 福利厚生 ◎交通費の支給 ◎作業服の貸与 ◎嘱託医による健康管理
◎健康診断の実施 ◎給食の提供 ◎団体補償保険への加入
- (9) 支援方法
個別支援計画に基づいて、以下の支援を行う
ア 作業指導 集団及び個別作業を通じて、生産活動に必要な知識、技能、態度を育成する。作業能力評定会議により、個々の作業評価を行い、統一的指導により能力の向上を図っている
イ 生活支援 集団生活を通し、また、行事等の参加の中で、社会生活に必要な知識、習慣等を体験できるよう援助を行い、自立を支援する。
- (10) 送迎の実施 車いすや杖の使用などで、通所することが著しく困難な利用者を対象に、平成 6 年 9 月からリフト付車両での送迎を行っている。

(11) 作業の現況

ア 年齢別

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

区分	15~20 歳	21~30 歳	31~40 歳	41~50 歳	51~60 歳	61歳 以上	計	平均年齢
男	1	8	6	6	3	2	26	39.6
女	1	3	8	4	4	3	23	44.2
計	2	11	14	10	7	5	49	41.7

イ 障害の程度（手帳保持者）

（令和7年3月31日現在）

利用者 (人)		手帳保持者の内訳									
		身体障害者手帳						愛の手帳			
		1級	2級	3級	4級	5級	計	重 度 (2度)	中 度 (3度)	軽 度 (4度)	計
男	26	(1) 1	(0) 0	(2) 2	(1) 1	(0) 0	(4) 4	(1) 16	(1) 5	(2) 5	(4) 26
女	23	(2) 3	(0) 1	(0) 0	(1) 1	(0) 0	(3) 5	(0) 8	(2) 7	(1) 6	(3) 21
計	49	(3) 4	(0) 1	(2) 2	(2) 2	(0) 0	(7) 9	(1) 23	(3) 13	(3) 11	(7) 47

（ ）内は重複障害者

ウ 作業工賃（年度別）

年度	支給総額	支給延べ人員	平均月額	平均時間給	最高支給額
4	9,444,987	606	15,586	178	31,970
5	9,420,868	587	16,049	195	36,341
6	10,865,061	579	18,765	231	49,079

*円未満切り捨て

■10 亀沢のぞみの家

所在地 墨田区亀沢四丁目18番11号 電話 (3624) 3154

- (1) 設置目的 区内に居住する心身障害者（児）の福祉増進を目的として、機能回復訓練室、作業室、タイプ印刷室、集会室等を設け、心身障害者（児）の自主的活動に供する施設として設置された。なお、昭和57年12月1日から利用していた緑のぞみの家は、亀沢のぞみの家の改築とともに、ここに取り込む形で廃止した。

平成16年4月、墨田七福福祉作業所（知的障害者作業室）の移転に伴い、肢体不自由児（者）通所訓練所を拡充した。

- (2) 設 立 昭和53年2月1日（改築平成3年3月30日）
 (3) 施 設 敷地 361.52 m² 建物 鉄筋コンクリート5階建 延べ 1,150.3 m²
 (4) 事業内容

ア 生活介護事業（肢体不自由児者通所訓練所）

<開所日> 日曜日・祝日を除く毎日（土曜日は月2回）（午前9時から午後4時まで）
 無料の送迎バスを運行（リフト付）

- イ 集会室 墨視協ガイドの編集・録音等
 会議室 手話技術の研究会等

(5) 利用手続

墨田区障害者団体連合会事務局（亀沢のぞみの家1階） 電話 (3624) 3154

(6) 通所者数（生活介護事業）

4年度	23人
5年度	22人
6年度	21人

■11 グループホーム

就労又は通所授産施設等を利用している身体・知的障害者を対象に、生活の場を提供し、食事の世話やその他一定の生活指導を行います。

名称	所在地	運営主体	電話番号
奏 (そう)	立花 1-23-2	特定非営利活動法人 みんふす	3612-2054
悠 (ゆう)	立花 1-30-3		
燈 (とう)	立花 2-5-6		
風 (ふう)	立花 2-19-2		
暖 (だん)	立花 2-22-1		
海 (みい)	立花 3-3-8		
芽 (めい)	立花 3-5-2		
華 (けい)	立花 3-12-1		
葉 (よう)	立花 5-28-3		
陽 (ひい)	立花 6-5-14		
祥 (しょう)	八広 5-25-10		
横川寮	横川 2-5-6	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会	3621-2919
宮下荘	向島 4-26-21		5610-0268
ジーエイチ誠和寮	東駒形 4-10-10		3622-3248
トモニ福祉サービス八広第一	八広 1-16-18	特定非営利活動法人 トモニ福祉サービス	3618-0337
トモニ福祉サービス八広第二	八広 1-19-10		3618-0708
トモニ福祉サービス向島	向島 5-16-9		3626-4462
ほーむ大洋	墨田 2-12-11	社会福祉法人 墨田さんさん会	6657-2262
ほーむアンブレラ	文花 1-32-7		3616-3381
ほーむきらきら星	墨田 2-14-4		6657-0920
グループホーム Tree	文花 1-4-16	株式会社 MATATABI	6661-8300
グループホームすずらん	立川 4-19-13	特定非営利活動法人S J	5638-2580
ぬくもりの里 墨田	墨田 3-21-20	オフィスしま株式会社	6657-4159
ぬくもりの里 墨田アネックス	八広 4-25-4	オフィスしま株式会社	6657-4160

■12 すみだ障害者就労支援総合センター

所在地 墨田区緑四丁目 25 番 4 号 代表電話 (5600) 2004

(1) 設置目的 障害のある方が働きながら、経済的・社会的に自立し、安定した生活を送ることができるよう、「総合相談室」、「就労移行支援施設」、「就労定着支援施設」、「就労生活支援施設」、「計画相談施設」を設け、企業等で“働きたい・働き続けたい”という障害のある方に対する総合的支援を実施している。総合センター内には、「手話通訳等派遣事務所」も併設している。

(2) 設立 平成 24 年 3 月 1 日

(3) 施設敷地 198.35 m²
建物 鉄筋コンクリート 5 階建 (5 階は倉庫のみ)
延べ 629.83 m²

(4) 事業内容

ア 総合相談室

- <事業> 障害のある方の就労に関する総合相談
<開設日> 月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く）
（午前9時から午後5時まで）

イ 就労移行支援事業（定員20人）

- <事業> 企業等への就労を目指す障害のある方に対する職業訓練及び就職支援
<開設日> 月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く）
（午前9時から午後5時まで）

ウ 就労定着支援事業

- <事業> 福祉サービスを利用して就職した障害のある方の就労定着支援
<開設日> 月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く）
（午前9時から午後5時まで）

エ 就労生活支援事業

- <事業> 企業等で就労している障害のある方等に対する職場定着支援及び生活支援
<開設日> 月曜日から土曜日まで（祝日・年末年始を除く）
（月～金：午前9時から午後8時まで、土：午前9時から午後5時まで）

オ 手話通訳等派遣事務所

- <事業> 聴覚障害のある方に対する手話通訳・要約筆記者の派遣調整及び生活支援
<開設日> 月曜日から土曜日まで（祝日・年末年始を除く）
（月～金：午前9時から午後8時まで、土：午前9時から午後5時まで）

(5) 利用手続

総合相談室（すみだ障害者就労支援総合センター1階） 電話（5600）2004

(6) 利用者現況及び実績について

ア 総合相談室

年度	就職者数（人）
4	60
5	45
6	64

イ 就労移行支援事業

(ア) 利用者数

令和7年3月31日現在	15人
-------------	-----

(イ) 年齢別

（令和7年3月31日現在）

区分	15～20歳	21～30歳	31～40歳	41～50歳	51～60歳	61歳以上	合計	平均年齢
男	0	4	1	1	2	0	8	36.8
女	2	3	0	1	1	0	7	29.4
計	2	7	1	2	3	0	15	33.1

(ウ) 障害の程度 (手帳保持者)

(令和7年3月31日現在)

利用者 (人)	手帳保持者の内訳														
	身体障害者手帳							愛の手帳				精神保健福祉手帳			
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	2 度	3 度	4 度	計	1 級	2 級	3 級	計
男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	1	1	1	3
女	0	0	0	0	2	0	2	0	0	5	5	0	1	1	2
計	0	0	0	0	2	0	2	0	0	11	11	1	2	2	5

※ 手帳未保持者1人

(エ) 就職者実績

年度	就職者数 (人)
4	9
5	9
6	8

ウ 就労定着支援事業

利用登録者数 (令和7年3月31日現在)	26人
----------------------	-----

エ 就労生活支援事業

利用登録者数 (令和7年3月31日現在)	639人
----------------------	------

■13 墨田区障害者基幹相談支援センター

○墨田区障害者基幹相談支援センター

・ 障害者福祉課障害者基幹相談支援センター

電話 03 (5608) 1596 FAX 03 (5608) 6423

メール kikansoudan@city.sumida.lg.jp

- (1) 設置目的 地域における相談支援体制の中核的な役割を担う機関として開設した。
障害のある方が安心して地域生活を送れるよう、相談支援事業所等との連携強化を図り、相談支援体制の充実と強化に取り組む。
- (2) 設 置 令和6年1月
- (3) 機 能
 - ①総合相談・専門相談：相談支援事業所等の専門的な相談窓口
 - ②相談支援体制強化：事業者支援と支援者支援、連携体制構築
 - ③障害者虐待防止センター：次項参照
 - ④地域移行・地域定着：長期入院・入所者の地域移行に関する普及啓発、地域定着の促進

■14 墨田区障害者虐待防止センター

○墨田区障害者虐待防止センター

・ 障害者福祉課障害者基幹相談支援センター

電話 03 (5608) 1596 FAX 03 (5608) 6423

メール kikansoudan@city.sumida.lg.jp

○墨田区24時間障害者虐待通報ダイヤル 03 (3625) 1103

- (1) 設置目的 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の平成 24 年 10 月 1 日施行に伴い、区市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該区市町村が設置する施設において、市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすことが義務づけられた。

これに伴い、墨田区では、障害者虐待防止センターの機能を果たすため、業務実施に係る処理方針及び事業内容を定め事業を開始した。

- (2) 設 置 平成 24 年 10 月 1 日

- (3) 事業内容

ア 障害者虐待に関する通報又は届出の受理

<窓 口> 墨田区 24 時間障害者虐待通報ダイヤル

<開設日> 24 時間、365 日受付

<開設方法> 通報受付業務については、民間の専門事業者に委託して実施。

※ なお、窓口開設時間帯（平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）は、直接受付も行っている。

イ 被虐待障害者の相談・指導・助言及び安全の確保等の支援

ウ 関係機関等との連携協力体制の整備

エ 虐待防止に関する広報・啓発

・区報への掲載

・虐待防止パンフレットの配布（課の窓口、障害福祉サービス利用者等）

- (4) 利用者現況及び実績について

ア 受信・相談等の状況

(ア) 墨田区 24 時間障害者虐待通報ダイヤル受信状況

(単位：件)

	4 年度	5 年度	6 年度	備 考
受信件数	43	24	24	
(内訳) 虐待に関する相談	10	5	5	
虐待以外の相談等	33	19	19	

(イ) 障害者福祉課への直接通報状況（メール含む）

(単位：件)

	4 年度	5 年度	6 年度	備 考
受付件数	15	21	28	
内訳) 身体障害者	5	10	5	※障害 重複有
知的障害者	5	6	11	
精神障害者	2	4	11	
その他・不明	5	3	2	

イ 障害者虐待緊急一時保護委託（シェルター利用）

(単位：日)

	4 年度	5 年度	6 年度	備 考
利用延べ日数	0	0	0	